

議案第 9 1 号

宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件

下記のとおり令和 5 年度宇部市水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

記

未処分利益剰余金の処分

(1) 令和 5 年度末残高	9 1 7 , 4 4 5 , 3 2 0 円
(2) 議会の議決による処分数額	4 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
資本金へ組入	4 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
(3) 処分後残高	4 6 7 , 4 4 5 , 3 2 0 円

東京ガスエンジニアリングソリューションズ（TGES）の ネットワークへの不正アクセスについて

1. 概要

6/25（火）委託業者である東京ガスエンジニアリングソリューションズ（TGES）の独自サーバーにインターネットを経由して不正アクセスが確認された。

外部調査機関での調査を開始したところ、サーバー内が閲覧可能な状態であったことが確認されたため、顧客に関する情報流出の可能性を TGES で覚知した。

現在のところ流出の痕跡は確認されておらず、情報が不正に利用された事実も確認されていない。

※TGES との業務委託の内容

水道施設情報管理システム（マッピングシステム）の保守・管理

このシステムは、水道管などの施設情報を電子化し一元管理するもの

2. 宇部市水道局に関する個人情報について

●不正アクセスのあったサーバー内の個人情報について

過去の作業データ（Excel データ）が不正アクセスのあったサーバー内に保存されていた。

- ・データ内容：使用者番号、使用者名、住所 ※電話番号、口座番号はなし
 - ・件数：76,179 件 重複あり（2006 年、2009 年、2016 年作成ファイル）
- ※このうち現在も使用中のデータは 13,067 件（8/1 現在）

なお、システムのバックアップデータなどについては、不正アクセスのあったサーバー以外の場所に保存され、外部との接続のない環境にあるため流出の可能性はない。

3. 関係機関への報告

- ① 個人情報保護委員会（2024/7/22 総務課から提出）
- ② 総務省自治行政局デジタル基盤推進室（2024/7/22 デジタル推進課から提出）
- ③ 内閣サイバーセキュリティセンター（2024/7/22 デジタル推進課から提出）
- ④ 山口県総合企画部デジタル推進局（2024/7/22 デジタル推進課から提出）
- ⑤ 県環境生活部生活衛生課水道班（2024/7/24 水道局から提出）
- ⑥ 報道機関（2024/7/22 16：30 頃から順次通知）
- ⑦ 宇部市水道局ホームページに情報掲載（2024/7/22 17：00 掲載）

宇部市公共下水道 西部処理区運営事業（コンセッション）について

令和6年9月11日
議会報告

西部処理区運営事業（コンセッション）

目 次

- 1 これまでの経緯
- 2 下水道事業の概要
- 3 下水道事業の課題
- 4 維持管理体制
- 5 官民連携手法
- 6 コンセSSIONとは
- 7 コンセSSION導入可能性調査結果
- 8 西部処理区コンセSSION事業概要
- 9 今後のスケジュール

これまでの経緯（検討状況、議会報告）

時期	内容
平成27年度	官民連携（PPP/PFI）手法の検討（ABC分析）
平成28年度	導入可能性調査委託（施設の資産評価、導入可能性調査）
平成30年度	情報整備調査委託（財務状況及び施設運営状況の情報整理）
令和元年度	サウンディング調査委託 （市場調査、事業スキームの検討、事業手法・費用比較・導入評価）
令和3年12月	★議会報告（令和3年12月議会 産業建設委員会） 下水道施設の維持管理体制のあり方について
令和4年度	導入に向けた支援業務委託
令和4年11月9日	★第1回 事業者選定委員会 発足 概要説明・現地視察
令和5年3月	★議会報告（令和5年3月議会 産業建設委員会） 事業者選定委員会（第1回）の開催内容について
令和5年4月23日	市議会議員選挙
令和5年10月13日	★第2回 事業者選定委員会 実施方針（素案）の検討
令和6年5月28日	★第3回 事業者選定委員会 実施方針（案）、要求水準書（案）の検討
令和6年8月 9日	★第4回 事業者選定委員会 募集要項、優先交渉権者選定基準の検討
令和6年 9月（今回）	★議会報告（令和6年9月議会 産業建設委員会） 西部処理区運営事業（コンセプション）について

下水道事業の概要

(R6.3.31現在)

■行政人口：157,508人

■汚水処理人口 125,073人

●楠処理区
(包括委託)

●阿知須処理区
(事務委託)

●西部処理区
(直営⇒包括)
コンセッション導入を検討

●東部処理区
(直営)

■昭和23年から事業スタート

○下水道人口普及率 **79.4%**

※下水道のみの普及率 (R5年度末)

【全国平均 81.4%(R5年度末)】

○汚水処理人口普及率 **93.6%**

※下水道+農集+浄化槽の普及率 (R5年度末)

【全国平均 93.3%(R5年度末)】

■4処理区

- ・東部処理区 ・西部処理区 ・楠処理区
- ・阿知須処理区

■主な施設

- ・下水処理場 3箇所
- ・ポンプ場 18箇所
- ・管渠 881km



下水道事業の課題

- ヒト …… 維持管理職員の減少 ⇒ 直営が困難
- モノ …… 施設の老朽化・耐震性能不足 ⇒ 改築・更新需要の増加
- カネ …… 人口減少などによる下水道使用料の減少
⇒ 経営の悪化



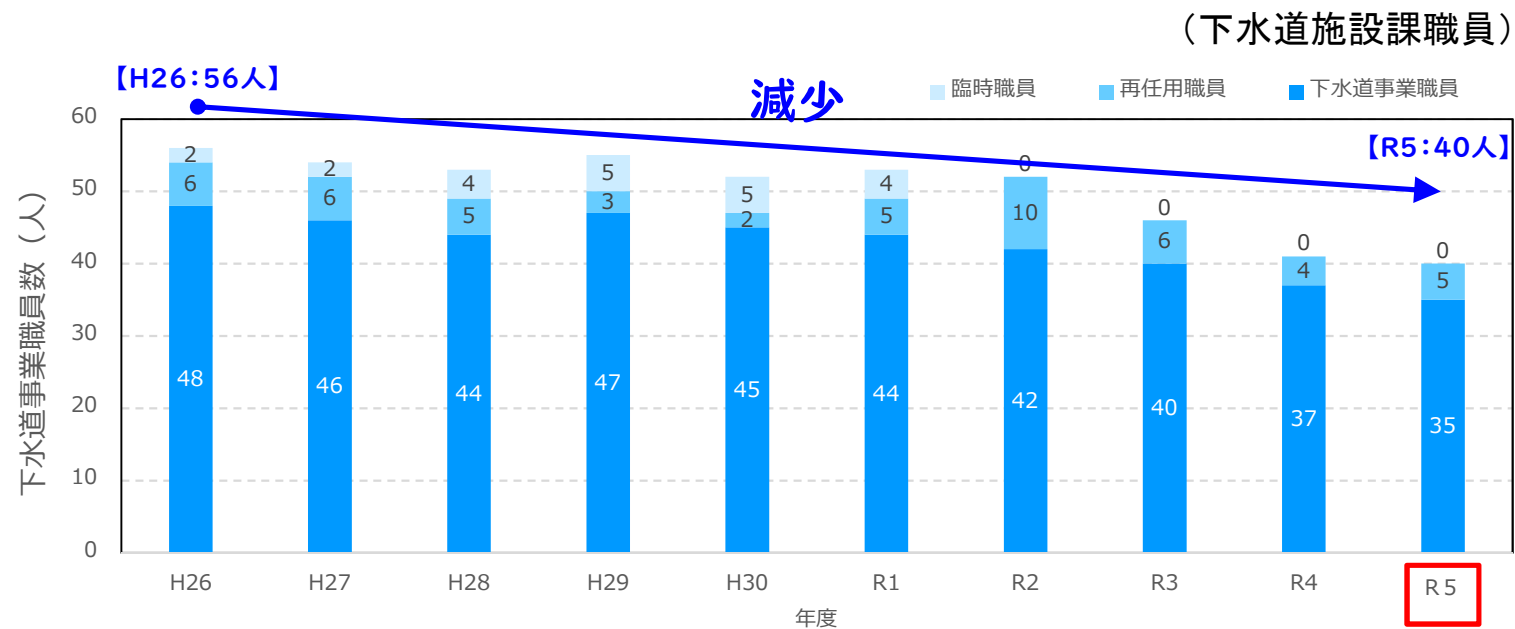
持続可能な下水道経営を確立することが急務

下水道事業の課題（ヒトの課題）

維持管理職員減少



直営での維持が困難



下水道事業の課題（モノの課題）

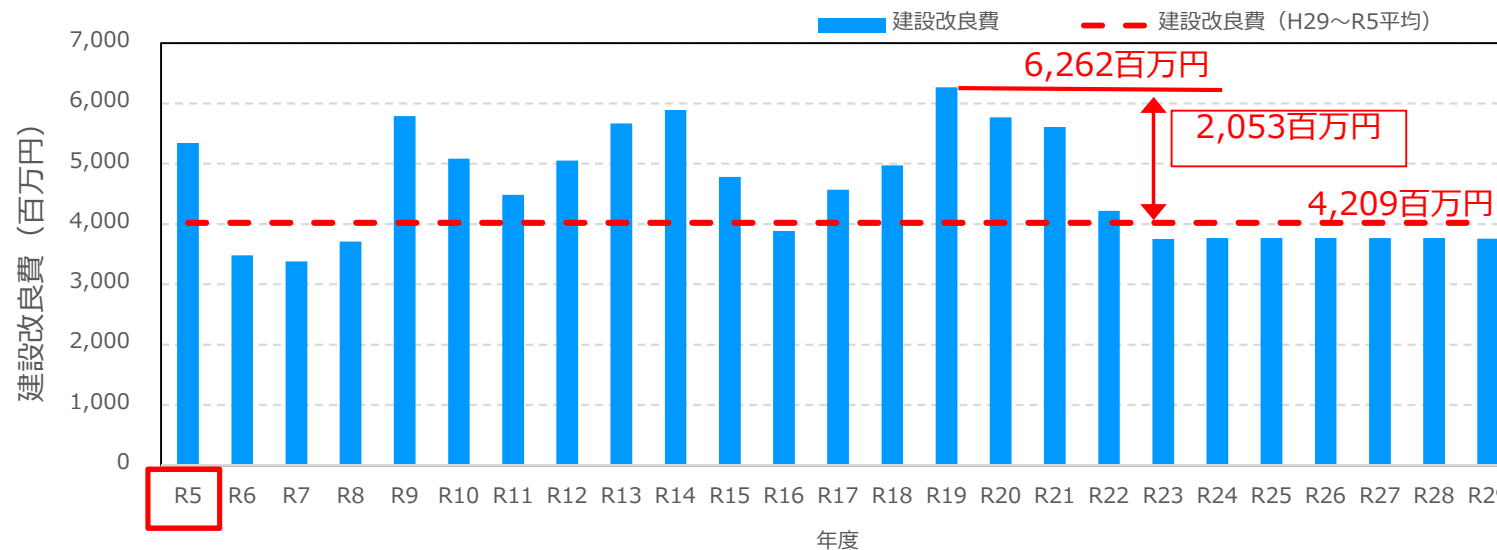
老朽化進行・延命化も限界



改築・更新の増加

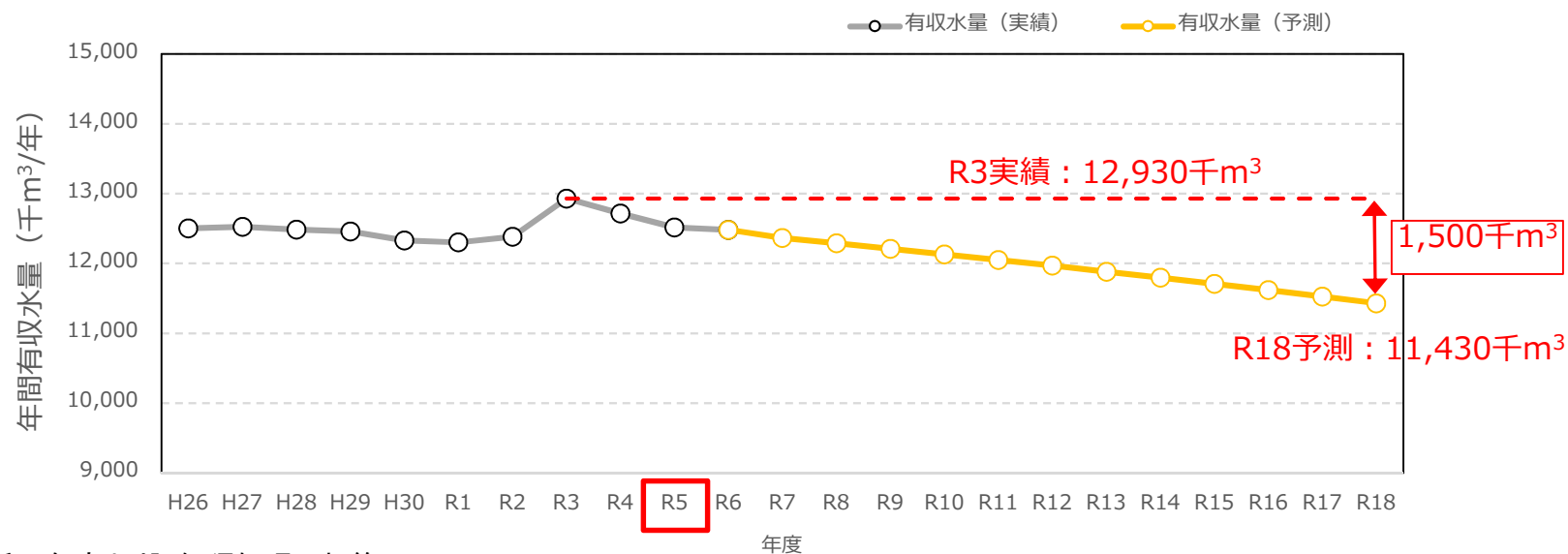


コスト抑制と平準化が必要



下水道事業の課題（カネの課題）

人口減少など
↓
使用料の減少
↓
使用料改定が予想される



維持管理体制

●処理場

東部処理区

「直営」

西部処理区

「直営」

楠処理区

「委託」

阿知須処理区

「山口市に事務委託」

職員減少から直営での維持管理が
困難な状況に直面



東部処理区

「直営」を維持

西部処理区

「直営」⇒「委託」

(H30年度 一部委託を導入)

(R 2年度 包括委託を導入)

●管路施設(宇部市全域) 「直営」⇒「委託」

(R2年度 包括委託を導入)

最適な維持管理手法の検討が必要

官民連携手法

PPP／PFI手法		定義	事業一般的な	保守・点検・ 運転管理	薬品等 調達	補修・修繕	建設・設計・ 改築	資金調達	料金収受	計画策定	政策決定・ 合意形成	公権力 行使
包括的 民間委託	処理場・ ポンプ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数年契約であることを基本とする方式。	3～5年	レベル1 レベル2 レベル3		民間						公共
西部処理区で現在採用している手法 レベル1.5												
改築を含めた 包括的民間委託		設計・施工、運転・維持管理に至るまでを一本の契約で実施する方式 ※実施設計は別途発注	5年			民間					公共	
DBO方式		公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式。	20年			民間					公共	
PFI（従来型）		民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI（コンセッション方式）を除くもの。	20年			民間					公共	
PFI （コンセッション方式）		利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式。	20年				民間					公共

本市が導入を検討した手法

コンセプション導入可能性調査結果

➤ 定量的評価

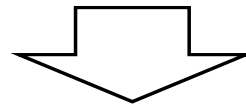
- ・市の財政支出額の縮減効果（VFM）を算定した結果、
コスト削減が期待できる。
⇒使用料改定時期の延命効果あり

維持管理性の向上 （浜松市の事例）

- ・消臭剤自動添加システム導入により添加量の最適化
 - ・ICT活用：日常点検結果をスマートフォンで入力し省力化
- 課題解決
- ・処理場廃熱を利用した、養殖うなぎの水槽加温

➤ 定性的評価

- ・事業者の創意工夫による維持管理性の向上の期待
- ・地域の活性化（雇用の期待、地元企業の活用）
- ・直営と民間の技術共有等による維持管理性の向上の期待
- ・行政事務の軽減（維持管理、改築更新工事）



**これらの評価結果から、効果ありと判断し、
導入に向けた手続きを進める方針とした。（R3年12月議会報告）**

西部処理区コンセッション事業概要

詳細検討内容

スキーム

◆事業期間 **30年間**（令和8年4月～令和38年3月）

◆事業手法 **公共施設等運営事業（コンセッション）**
（包括的民間委託を含む）

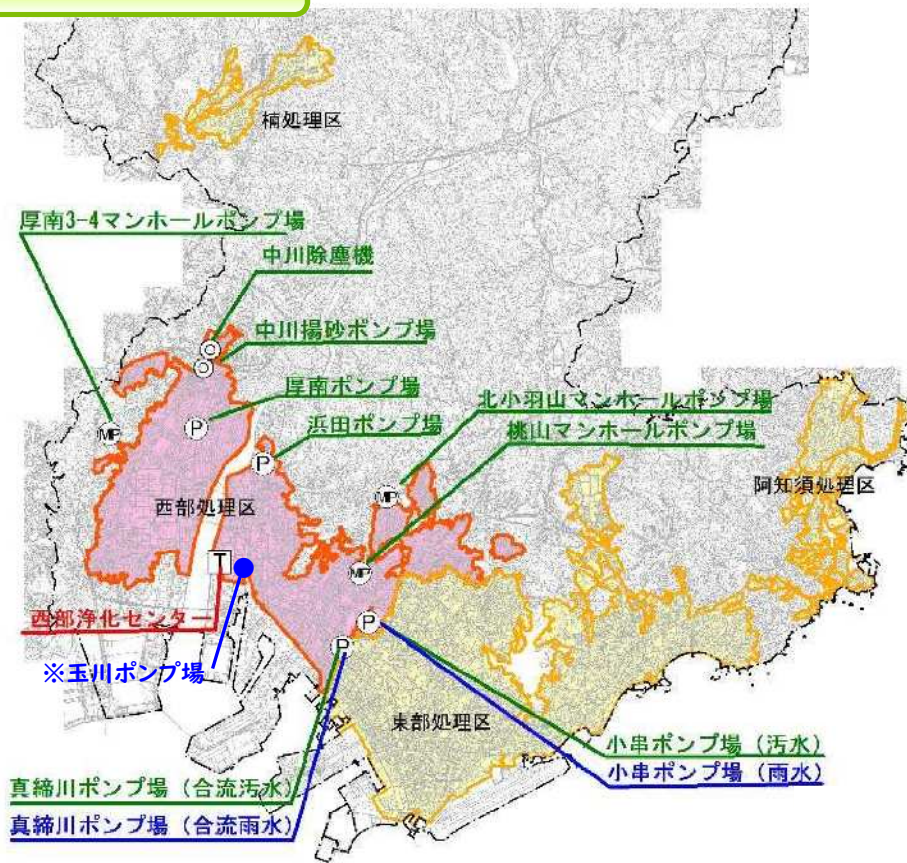
◆事業内容

- ・処理場の経営に関する業務
- ・施設の運転、維持管理、修繕
- ・改築対象施設の設計、改築・更新
- ・改築・更新計画の企画立案
- ・下水道利用料金水準の提案 など

※雨水排除に関する業務：雨水ポンプ施設の運転操作方法などは仕様規定

西部処理区コンセッション事業概要

対象施設



対象施設：10施設

- ◆ 公共施設等運営事業（1施設）
 - ・ 西部浄化センター
- ◆ 包括的民間委託（9施設）
 - ・ 小串ポンプ場（分流汚水・雨水）
 - ・ 浜田ポンプ場
 - ・ 厚南ポンプ場
 - ・ 真締川ポンプ場（合流汚水・雨水）
 - ・ 桃山マンホールポンプ場
 - ・ 北小羽山マンホールポンプ場
 - ・ 厚南3-4マンホールポンプ場
 - ・ 中川揚砂ポンプ場（分流雨水）
 - ・ 中川除塵機（分流雨水）

西部浄化センター



※玉川ポンプ場（合流汚水・雨水）はR26.3.31まで包括的民間委託が実施されるため、委託終了後、事業範囲に含める協議を行う

西部処理区コンセッション事業概要

評価結果

◎定量的評価 (30年間)

■評価結果

市の財政支出額の縮減効果

VFM 約8.1% ※現在価値換算後

従来の包括方式 5,075,311千円 ①

コンセッション方式 4,606,266千円 ②

削減額(※現在価値換算前) 469,045千円 ③=①-② 約9.2%

縮減要素・・・維持管理費(事業者の創意工夫による人件費削減)

スケールメリット(処理場とポンプ場の一括管理による諸経費削減)

◎定性的評価

導入検討段階と同様の評価が確認できた

・維持管理性の向上、地域の活性化、行政事務の軽減

上記の結果より、低廉かつ良好なサービスが市民に対し提供されることが確認できたため
PFI法に基づき、「特定事業」に選定し、「公共施設等運営事業」として実施する。

西部処理区コンセッション事業概要

PFI法に基づく手続き

特定事業の選定

- PFI法2条・・・「**公共施設等運営事業**」は「**特定事業**」であること
- PFI法7条・・・低廉かつ良好なサービスが市民に提供され
PFI事業として実施することが**有効**であると判断した場合は、
「特定事業」として選定することができる
- PFI法8条・・・「特定事業」として選定したときは、民間事業者を**公募**により選定
- PFI法11条・・・特定事業として選定する場合は、客観的な評価を
公表しなければならない ⇒ **令和6年9月議会終了後公表**

実施方針に関する条例制定

- PFI法5条・・・第7条の特定事業の選定、第8条の民間事業者の選定を行う場合
「特定事業の実施に関する方針」(=**実施方針**)を定め、
公表しなければならない ⇒ **令和6年9月議会終了後公表**
- PFI法18条・・・「実施方針」を定める場合は**条例**に定めるものとする
⇒ **令和6年9月議会上程（議案第82号）**

西部処理区コンセッション事業概要

募集要項等の公表

募集要項等とは

★第4回目事業者選定委員会の意見を取りまとめ作成したもの

★「募集要項等の公表」とは、事業者を募集する条件を定め、公表するもの

- ①募集要項・・・募集条件、事業概要を示すもの
- ②要求水準書（案）・・・市が事業者に要求する業務の水準を示すもの
- ③優先交渉権者選定基準・・・選定委員会で、事業者を選定するための評価基準を示すもの
(優先交渉権者)
- ④モニタリング基本計画（案）・・・市が行うモニタリング内容を示すもの
- ⑤基本契約書（案）、公共施設等運営権実施契約書（案）
- ⑥提出書類記載要領及び様式集

★募集要項等の公表時期

令和6年10月中旬を予定

西部処理区コンセッション事業概要

募集要項等の公表

募集要項等のポイント

●募集要項

- ・参加資格要件・・・
 - 単体企業または複数企業によるグループ
 - 特別目的会社（SPC）を宇部市内に設立
 - 処理場・ポンプ場の維持管理業務の受託実績
⇒ 同一施設で連続3年以上

・提案上限額等

●運営費用（利用料金）

提案上限割合 45.6% ※VFM8.1%時の割合（条例に定める上限割合55.0%）
(30年間 約107億9千万円)

参考（R5決算の例：宇部市全体の下水道使用料 約21億5千万円

うち西部処理区の使用料 8億8千万円 × 45.6% = 年額4億2百万円）

●包括委託（処理場合流雨水分、ポンプ場等）

提案上限額 (30年間 約24億5千万円) ⇒ R7当初予算債務負担計上

●改築工事費

提案上限額 (30年間 約93億3千万円) ⇒ R7当初予算債務負担計上

西部処理区コンセッション事業概要

募集要項等の公表

募集要項等のポイント

●募集要項

- ・KPIの設定・公表（財務状況・エネルギー利用状況）
- ・下水道使用料の改定
事業者は料金改定等に関して市に提案できるものとし、事業者から提案があった場合市と事業者で協議を行う。
→ 下水道使用料の改定は議会の議決が必要
- ・事業継続が困難となった場合の措置 → 現在の委託方式に戻す
事業者事由による場合 → 契約解除違約金を徴収
 - ・契約上の義務違反
 - ・財務状況の著しい悪化等で事業継続が困難
- ・モニタリング
事業者によるセルフモニタリング、市のモニタリング、第三者委員会によるモニタリング

西部処理区コンセッション事業概要

募集要項等の公表

募集要項等のポイント

●優先交渉権者選定基準

●採点基準

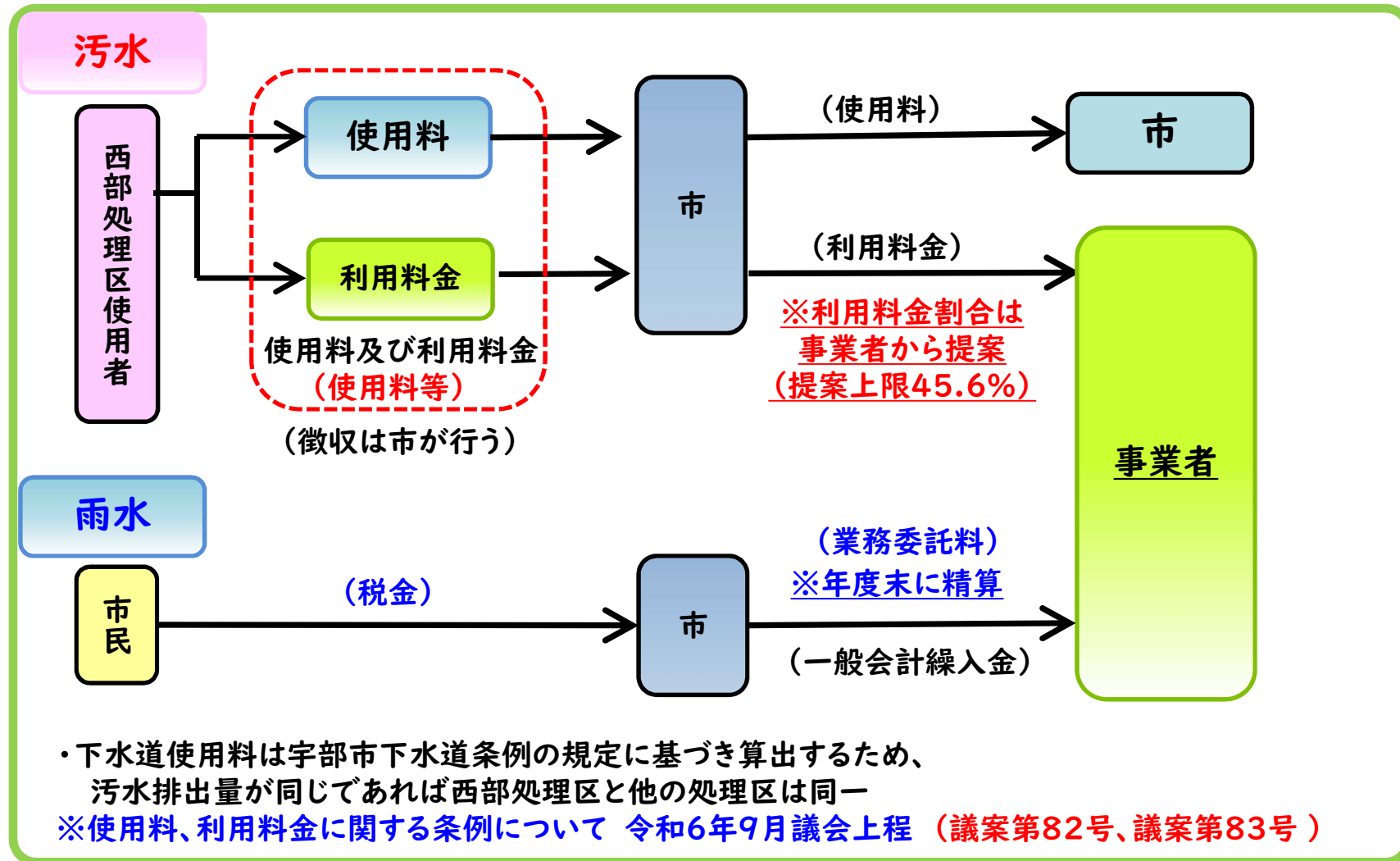
- ・200点満点（最低基準点120点）
- ・価格点と技術点の割合 20：80

●技術点における重要な審査項目（要求水準書に示す「基本運営方針」）

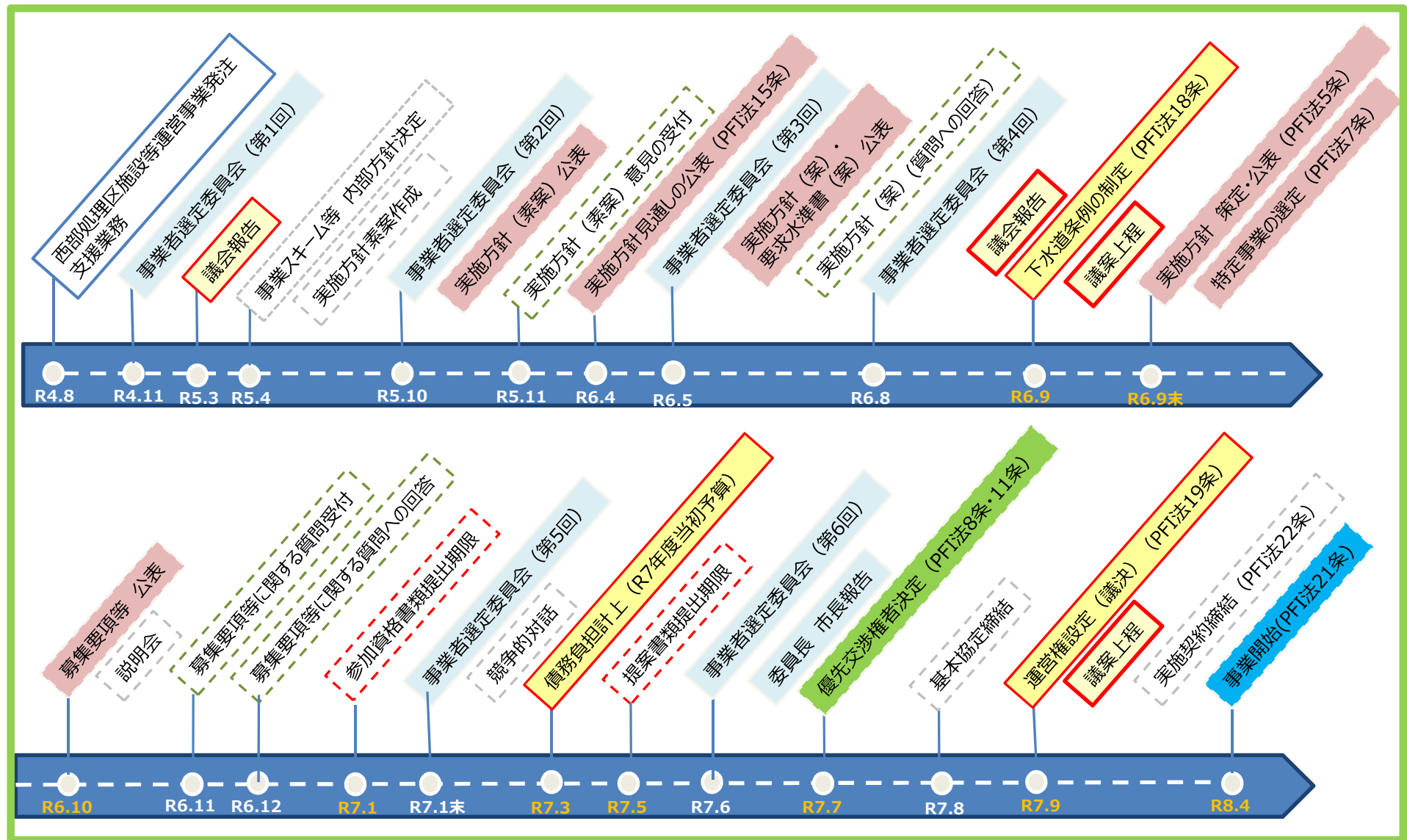
- ・公共用水域の水質保全、地域住民の健全な生活環境の維持
 - ・持続可能な下水道事業運営の確保
 - ・施設の安全確保、長寿命化、効率的かつ効果的な改築更新
 - ・省エネ、創エネ、発生汚泥の有効利用
 - ・「宇部市モデル」を構築し、共創による運転管理
 - ・災害や事故への迅速な対応
 - ・地元企業と連携し地域資源の活用、人材雇用、地域貢献
- ⇒これらに関する項目の提案を求め、重点的に配点

西部処理区コンセッション事業概要

料金の流れ



今後のスケジュール



議案第八十二号

宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件

宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように定める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権（法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第五条第一項に規定する実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共施設等運営権の設定）

第二条 市長は、法第十六条の規定に基づき、選定事業者（法第二条第五項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、西部浄化センター（以下「対象施設」という。）の運営等（同条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定するものとする。

（選定事業者の選定の手続）

第三条 市長は、選定事業者として選定されようとする民間事業者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に応じて選定事業者として選定されようとする民間事業者は、市長の定めるところにより、対象施設の運営等に関する提案書その他書類（以下「提案書等」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による提案書等の提出があったときは、次に掲げる基準に照らして当該提案書等の内容を審査し、選定事業者を選定するものとする。

一 対象施設の運営等に関する提案が、当該運営等の適正かつ確実な実施のため

に適切なものであること。

二 前号の提案に沿った運営等を安定して行う人員、資産その他の経営能力及び技術的能力が公共施設等運営権の存続期間を通じて確保されていること又は確保できる見込みがあること。

三 前二号に掲げるもののほか、民間事業者の有する技術、経営資源及びその創意工夫等が十分に発揮され、対象施設の運営等が低廉かつ安定して行われるために市長が必要と認めるものであること。

（運営等の基準）

第四条 第二条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、民間事業者の有する技術、経営資源及びその創意工夫等を十分に発揮し、対象施設の運営等を低廉かつ安定して行わなければならない。

2 公共施設等運営権者は、対象施設の運営等に際しては、宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六号。以下「条例」という。）その他の本市における公共下水道の管理等に関する規定に従うとともに、宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三号）第二十条第三項の規定に従わなければならない。

（業務の範囲）

第五条 公共施設等運営権者は、対象施設の運営等に関し、次に掲げる業務を行う。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務を除く。

- 一 対象施設の経営に関する業務
- 二 対象施設の維持管理に関する業務
- 三 対象施設の改築に関する業務
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用料金の納付等）

第六条 宇部市公共下水道（西部処理区）の利用者は、公共施設等運営権者に対し、利用料金（法第二十三条に基づき徴収する利用料金をいう。以下同じ。）を納めなければならない。

2 利用料金の額の算定等については、条例第二十条及び別表の規定を準用する。この場合において、条例第二十条の見出し及び同条第一項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「切り捨てた額」とあるのは「切り捨てた額に百分の五十五を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」と、条例別表中「基本料金」とあるのは「基本使用分」と、「従量料金」とあるのは「従量使用分」と読み替えるものとする。

3 利用料金の徴収の時期等及び利用料金に係る資料の提出については、条例第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

（利用料金の減免）

第七条 公共施設等運営権者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（原状回復義務）

第八条 公共施設等運営権者は、公共施設等運営権の存続期間が満了したとき又は法第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消され、若しくはその行使の停止を命じられたとき若しくは同条第四項の規定により公共施設等運営権が消滅したときは、その運営等を行わなくなった対象施設を速やかに原状に復さなければならぬ。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第九条 公共施設等運営権者は、故意又は過失によりその運営等を行う対象施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した賠償額を賠償しなければならぬ。ただし、不可抗力その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第十条 公共施設等運営権者若しくは対象施設の運営等の業務に従事している者又はこれらの者であったものは、業務の実施に伴い保有する個人情報に適切に保護されるよう配慮し、及び業務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（公共施設等運営権の取消し等の場合における市の運営）

第十一条 市長は、対象施設において、法第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消し、若しくはその行使の停止を命じたとき、又は第三条第二項の規定による提案書等の提出がなかったとき若しくは同条第三項の規定による審査の結果、選定事業者となるべき適当な民間事業者がいなかったときは、第二条の規定にかかわらず、自ら対象施設の運営等を行うことができる。

2 前項の規定により市長が運営等を行うこととした対象施設において、公共施設等運営権者が利用料金を徴収していた場合には、当該徴収していた利用料金の額を条例第十九条の規定に基づく使用料として徴収する。

（委任）

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第三条の規定による選定事業者の選定の手続その他の行為及び第二条の規定による公共施設等運営権の設定その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 第六条及び宇部市下水道条例の一部を改正する条例（令和六年条例第 号）の規定による改正後の宇部市下水道条例第二十条の二の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料及び利用料金について適用又は準用し、施行日前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から継続して使用している公共下水道の使用に係る使用料及び利用料金であつて、施行日以後初めて使用料及び利用料金の支払を受ける権利が確定するものの額については、各日の汚水の排出量を均等とみなし、日割りで算定するものとする。

（宇部市情報公開条例の一部改正）

4 宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三号）の一部を次のように改める。
第二十条に次の一項を加える。

3 市長は、公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）に対し、この条例の趣旨にのっとり当該公共施設等運営権者が運営等（同法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行う公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等に関する業務に係る情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう、その指導に努めるものとする。

「説明」

本市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営権制度を導入ことに伴い、公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市情報公開条例(平成十二年条例第三号)

旧

新

(出資法人等の情報公開)

(出資法人等の情報公開)

第二十條

第二十條

2

2

3 | 市長は、公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）に対し、この条例の趣旨にのっとり当該公共施設等運営権者が運営等（同法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）を行う公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等に関する業務に係る情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう、その指導に努めるものとする。

議案第八十三号

宇部市下水道条例中一部改正の件

宇部市下水道条例（平成十六年条例第九十六号）の一部を次のように改める。
令和六年九月三日提出

宇部市長 篠崎圭二

第六条第三項第二号中「が一人以上専属している」を「を選任している」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（公共施設等運営権を設定した場合の使用料）

第二十条の二 市長は、宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和六年条例第 号）の規定により公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）を設定したときは、前条の規定にかかわらず、同条及び別表の規定に基づき算定した使用料の額から同条例第六条に定める利用料金の額に相当する額を減じた額を、使用料として徴収する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（延滞金）

第三十二条の二 市長は、使用料の督促を受けた使用者がその督促状において指定された期限（以下この項及び第三項において「指定期限」という。）までに当該使用料を納付しない場合においては、指定期限の翌日から当該使用料を完納する日までの期間の日数に応じ、当該使用料の額が二千円以上（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該使用料の額につき年十四・六パーセント（指定期限の翌日から起算して一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 市長は、使用者が指定期限までに使用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の延滞金を減免することができる。附則に次の一項を加える。

（延滞金の割合の特例）

14 当分の間、第三十二条の二第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の次に一条を加える改正規定及び附則に一項を加える改正規定

令和七年四月一日

二 第二十条の次に一条を加える改正規定 令和八年四月一日

（経過措置）

2 改正後の第三十二条の二及び附則第十四項の規定は、令和七年四月一日以後に使用する公共下水道の使用料に係る延滞金について適用する。ただし、同日前から継続して使用している公共下水道の使用で、同日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する使用料に係る延滞金については、なお従前の例による。

「説明」

下水道使用料の徴収の公平化及び徴収率の向上を図るため、当該使用料に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(排水設備指定工事店の指定等)

第六条

3

二 営業所ごとに責任技術者（排水設備の
工事に関し技能を有する者として市規則
で定めるものをいう。以下同じ。）が一
人以上専属していること。

(使用料の算定方法等)

第二十条

(排水設備指定工事店の指定等)

第六条

3

二 営業所ごとに責任技術者（排水設備の
工事に関し技能を有する者として市規則
で定めるものをいう。以下同じ。）を選
任している こと。

(使用料の算定方法等)

第二十条

(公共施設等運営権を設定した場合の使用
料)

第二十条の二 市長は、宇部市公共下水道（西
部処理区）施設の公共施設等運営権に係る
実施方針に関する条例（令和六年条例第
号）の規定により公共施設等運営権（民間
資金等の活用による公共施設等の整備等の
促進に関する法律（平成十一年法律第二十
七号）第二条第七項に規定する公共施設等
運営権をいう。）を設定したときは、前条
の規定にかかわらず、同条及び別表の規定
に基づき算定した使用料の額から同条例第
六条に定める利用料金の額に相当する額を
減じた額を、使用料として徴収する。

(使用料等の減免)

第三十二条

(延滞金)

第三十二条の二 市長は、使用料の督促を受
けた使用者がその督促状において指定され
た期限（以下この項及び第三項において「指
定期限」という。）までに当該使用料を納
付しない場合においては、指定期限の翌日
から当該使用料を完納する日までの期間の
日数に応じ、当該使用料の額が二千円以上
（千円未満の端数があるときは、これを切

第三十二条

(使用料等の減免)

附
則

り捨てる。)であるときは、当該使用料の額につき年十四・六パーセント(指定期限の翌日から起算して一月を経過する日までの期間については年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 市長は、使用者が指定期限までに使用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の延滞金を減免することができる。

附
則

13

(延滞金の割合の特例)

14 当分の間、第三十二条の二第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

議案第八十四号

宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件

宇部市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和五十年条例第十九号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十三条の次に次の一条を加える。

（延滞金）

第十三条の二 市長は、第七条第三項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント（当該納付期日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 市長は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。
附則に次の一項を加える。

（延滞金の割合の特例）

8 当分の間、第十三条の二に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・五パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇部市下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付期日が到来する負担金に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期日が到来した負担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

「説明」

下水道事業受益者負担金の徴収の公平化及び徴収率の向上を図るため、当該負担金に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(排水区域が拡張された場合の取扱い)
第十三条

(排水区域が拡張された場合の取扱い)

第十三条

(延滞金)

第十三条の二 市長は、第七条第三項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセント(当該納付期日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 市長は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

附 則

7

附 則

(延滞金の割合の特例)

8 当分の間、第十三条の二に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。)に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年において、年十四・五パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パ

ーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合とする。

議案第 90 号

宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件

下記のとおり令和 5 年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

未処分利益剰余金の処分

(1) 令和 5 年度末残高	6 1 5 , 6 1 0 , 4 0 6 円
(2) 議会の議決による処分数額	5 6 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
ア 建設改良積立金の積立	3 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
イ 資本金へ組入	2 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
(3) 処分後残高	5 5 , 6 1 0 , 4 0 6 円

議案第八十一号

宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件

宇部市下水道事業の設置等に関する条例（令和三年条例第四十一号）の一部を次のように改める。

令和六年九月三日提出

宇部市長 篠崎圭二

題名を次のように改める。

宇部市下水道事業等の設置等に関する条例

第一条中「下水道事業」の下に「及び農業集落排水事業」を加える。

第二条の見出し中「下水道事業」の下に「及び農業集落排水事業」を加え、同条第一項中「下水道事業」を「次の事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 下水道事業

二 農業集落排水事業

第二条第二項中「下水道事業」の下に「及び農業集落排水事業（以下「下水道事業等」という。）」を加える。

第三条の見出しを「（法の財務規定等の適用）」に改め、同条中「下水道事業」を「下水道事業等」に改める。

第四条第一項中「下水道事業」を「下水道事業等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農業集落排水事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

一 区域 宇部市農業集落排水施設条例（平成八年条例第二十七号）第二条に規定する排水対象区域及び宇部市生活排水処理施設条例（平成十六年条例第一百七号）第二条第一項第三号に規定する処理区域

二 施設 宇部市農業集落排水施設条例第二条及び第三条第二号に規定する施設並びに宇部市生活排水処理施設条例第二条第一項第二号に規定する処理施設第五条から第八条まで並びに第九条第一項及び第二項第三号中「下水道事業」を「下水道事業等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（宇部市特別会計設置条例の一部改正）

2 宇部市特別会計設置条例（昭和三十九年条例第五十六号）の一部を次のように改める。

第一条第三号を削る。

（宇部市農業集落排水事業特別会計の廃止に伴う経過措置）

3 宇部市農業集落排水事業特別会計の廃止に伴い、当該特別会計の予算に計上すべきであった歳入及び歳出は、宇部市農業集落排水事業会計予算に計上して経理するものとする。

4 宇部市農業集落排水事業特別会計の令和六年度の決算については、なお従前の例による。

「説明」

農業集落排水事業に地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第二項に規定する財務規定等を適用することに伴い、所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市下水道事業の設置等に関する条例(令和三年条例第四十一号)

旧

新

宇部市下水道事業の設置等に関する条例

宇部市下水道事業等の設置等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)の規定に基づき、下水道事業

の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(下水道事業

の設置)

第二条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

2 下水道事業

の主たる事務所
の位置は、宇部市常盤町一丁目七番一号とする。

(法の適用)

第三条 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第一条第二項の規定により、下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第四条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2

(目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)の規定に基づき、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(下水道事業及び農業集落排水事業の設置)

第二条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、次の事業を設置する。

一 下水道事業

二 農業集落排水事業

2 下水道事業及び農業集落排水事業(以下「下水道事業等」という。)の主たる事務所

の位置は、宇部市常盤町一丁目七番一号とする。

(法の財務規定等の適用)

第三条 法第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第一条第二項の規定により、下水道事業等に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第四条 下水道事業等は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2

3 農業集落排水事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

一 区域 宇部市農業集落排水施設条例

（平成八年条例第二十七号）第二条に規定する排水対象区域及び宇部市生活排水処理施設条例（平成十六年条例第百七号）第二条第一項第三号に規定する処理区域

二 施設 宇部市農業集落排水施設条例第二条及び第三条第二号に規定する施設並びに宇部市生活排水処理施設条例第二条第一項第二号に規定する処理施設

（重要な資産の取得及び処分）

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が二千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第八項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第七条 法第三十四条の二ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）

第八条 下水道事業の業務に関し、法第四

第五条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない下水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が二千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除）

第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第八項の規定により下水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第七条 法第三十四条の二ただし書の規定により、下水道事業等の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）

第八条 下水道事業等の業務に関し、法第四

十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が二十万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第九条 市長は、下水道事業に關し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2

三 前二号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

十条第二項の規定により条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が二十万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第九条 市長は、下水道事業等に關し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2

三 前二号に掲げるもののほか、下水道事業等の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

宇部市特別会計設置条例（昭和三十九年条例第五十六号）

旧

新

（設置）

（設置）

第一条

第一条

三 宇部市農業集落排水事業特別会計

宇部市成長産業推進協議会の取組報告

成長産業創出課

■令和6年度事業概要

- 大学等の研究開発シーズを活用した起業や事業化に向けた取組に対する支援
- 起業・創業や研究開発・事業化等に対する補助制度の運用
- 研究開発シーズが継続して創出される研究開発拠点の形成・強化への支援

■成長産業創出事業費補助制度の概要と支援状況

		スタートアップ	イノベーション	パイロット
創業支援金		1,000 千円	—	—
補助金	補助率	2/3	10/10(起業等) 1/2(既存企業)	10/10(大学シーズ) 2/3(市内企業等)
	上限額	9,000 千円	7,500 千円	1,000 千円
	期 間	原則1年間		

【スタートアップ・プロジェクト】

(単位：千円)

分野	事業者	事業内容	交付決定
医療	Biomeca TriTech (同)	医療機器開発における探索・開発フェーズをDX化	4,500 (R6.6)
バイオ	ヘリックスエクステンション(株)	核酸医薬品に資する DNA/RNA 増幅システムの確立	6,000 (R6.4)

【イノベーション・プロジェクト】 ※県補助金への採択状況

分野	新規	事業者	事業内容
医療		(株)スペース・バイオ・ラボラトリーズ	医学的根拠に基づいた遠隔リハビリサービス創出のための基盤技術開発
		(株)ヤナギヤ	同種細胞シート製造工程の確立に向けた無菌医薬品包装パッキング装置の開発
		(株)第一技研	看護分野における教育用 XR コンテンツの開発
	○	(株)伸和精工	超精密加工技術による体内埋込・椎体間固定器具の開発
	○	(株)メディモニー	脳神経外科手術における手術ナビゲーションシステムのための高精度レジストレーション技術の開発

分野	新規	事業者	事業内容
環境・エネ		(有)梶谷工業	竹を配合した高品位半炭化ペレットの開発及び実用化
	○	宇部工業(株)	液膜技術を用いた突入型高速酸素供給装置の開発
	○	新光産業(株)	食品高粘性流体の加熱殺菌処理の省エネ化技術開発
次世代技術	○	(株)ASTRONETS	Lバンド SAR 衛星による水道管漏水調査システムの開発
	○	エコマス(株)	複合現実(MR:Mixed Reality)と時空間データ基盤による統合型点検情報管理システムの開発

【パイロット・プロジェクト】

(単位：千円)

事業者名	事業テーマ	交付決定
(株)メディモニー	高齢難聴者向けコミュニケーション支援システム	1,000 (R6.6)

■スタートアップ・プロジェクトの始動

医療機器開発における探索・開発フェーズをDX化

関係機関	役割
BiomecaTriTech(同)	山口大学との連携によるデジタル技術を活用した医療機器開発支援
(大)山口大学	医工獣連携による医療技術・機器開発支援 関係機関と連携した拠点化の推進
(株)伸和精工	山口大学との連携による超精密加工技術を活用した医療機器開発
市・県	補助金等による支援

Biomeca TriTech(同)

代表社員 陳 献
 設 立 令和6年4月26日
 事業内容
 生体デジタルモデル構築、
 生体シミュレーション及びこれらに関連する業務



■宇部市再生医療等先端的研究開発実用化推進補助金

山口大学「細胞デザイン医科学研究所」等の研究開発拠点から創出される研究開発シーズの実用化に向けた重点的な支援

事業者名	事業テーマ
セントラル硝子(株)	「他家」凍結保管線維芽細胞シート」を用いた画期的な再生医療製品の開発

【細胞シートのイメージ】



■認定プロジェクトの進捗状況

◎認定プロジェクト：「血液脳関門モデルキットの開発」

ヒトの脳内に不要な物質を入れないためのバリア機能を有する血液脳関門について、治療薬候補である化合物がその関門を通過できるかどうかを評価するモデルキットの開発。脳に関連する新規治療薬の開発プロセスを劇的に効率化することが期待されている。

【これまでの成果】

◎経済産業省主催ピッチコンテスト

「ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト」(略称:JHeC)において、優秀賞を受賞

◎国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム「START」に採択



◎引き続き、起業に向けたハンズオン支援を実施中

■首都圏展示会への出展（県と共同出展）

- ・展示会名：再生医療E X P O（東京）
※ 3万人近い関係者が集まる全国規模の展示会
- ・日程：令和6年6月26日（水）～28日（金）
- ・内容：宇部市：医師主導治験（自己完結型肝硬変再生療法）と再生医療細胞療法コース
世界初ヒト脳血管モデル cuBe kit による脳疾患創薬スクリーニング開発の事業化
県：歩行補助装置「Re-Gait」、重力制御装置「Gravite」細胞組織凍結保存装置

第1回 宇部市産業振興計画推進委員会 次第

日時：令和6年7月1日（月）14時00分～

場所：宇部市役所3階 第3－4会議室

1 開会あいさつ

2 議事

（1）令和5年度重点施策の実績について

（2）令和6年度重点施策の取組について

（3）今後の施策テーマ案について

（4）令和6年度委員会スケジュールについて

3 その他

産業振興計画推進委員会委員名簿

任期：令和5年6月19日～令和7年6月18日

No	区分	機関・団体名	委員役職名	委員氏名	ふりがな
1	商工団体	宇部商工会議所	専務理事	村上 隆	むらかみ たかし
2		くすのき商工会	会長	岡田 正平	おかだ しょうへい
3	大学機関	国立大学法人 山口大学 地域未来創生センター	副会長	林 里織	はやし さおり
4	金融機関	株式会社山口銀行	宇部ブロック 副支店長	河野 秀孝	かわの ひでたか
5		西中国信用金庫	宇部支店長	片岡 謙蔵	かたおか けんぞう
6	企業	UBE株式会社	宇部渉外部長	曽我 一仁	そが かずひと
7		セントラル硝子株式会社	管理部長	池野 嘉彦	いけの よしひと
8		株式会社宇部日報社	代表取締役社長	三浦 寛司	みうら ひろし
9	中小企業団体	一般社団法人山口県南中小企業経営者協会	幹事	今田 千恵美	いまだ ちえみ
10	支援機関	一般社団法人山口県中小企業診断協会	相談役	片山 民夫	かたやま たみお
11	情報産業団体	一般社団法人山口県情報産業協会	専務理事	本廣 敏孝	もとひろ としたか
12	商店街	宇部市商店街連合会	会長	熊谷 満之	くまがい みつゆき
13	観光	一般社団法人宇部観光コンベンション協会	副会長	作村 良一	さくむら りょういち
14	飲食業	山口県飲食業生活衛生同業組合	宇部副支部長	藤谷 幸司	ふじたに こうじ
15	物流関係	山口県トラック協会宇部支部	理事	柏原 巧	かしわばら たくみ
16	若手経営者	一般社団法人宇部青年会議所	理事長	波多野 高三	はたの たかみつ
17	雇用関係	山口県立宇部工業高等学校	教頭	春日 貴江	かすが よしえ
18		日本労働組合総連合会山口県連合会	日本郵政グループ労働組合 山口南支部 副支部長	西田 宏幸	にしだ ひろゆき

令和6年度 第1回 宇部市産業振興計画推進委員会 資料

令和6年7月1日
宇部市 商工振興課

議題 1 令和 5 年度重点施策の実績について

議題 2 令和 6 年度重点施策の取組について

議題 3 今後の施策テーマ案について

議題 4 令和 6 年度委員会スケジュールについて

議題 1

令和 5 年度重点施策の実績について

重点施策 1：成長産業の創出と育成

4

令和 5 年度KPI指標における実績及び進捗状況

アウトプット			短期アウトカム			
活動実績	計画	実績	活動実績がもたらす状況の変化、 人の行動変容、その他成果	計画	実績	進捗評価等
> 民間企業による成長産業分野における自主的な取組の増加 > 大学等の研究シーズの発掘 ・研究開発・技術シーズの提案 件数（件）	1 5	3 3	> 成長産業分野における大学等の研究 シーズに対する支援 ・認定プロジェクト件数（件）	1	1	計画どおり
			> 成長産業分野における研究開発・ 事業化に対する支援 ・研究開発プロジェクト件数 （件）	1 0	2 7	計画どおり
> セミナー等の開催 ・開催回数（回）	3 5	5 5	> ベンチャー創業への入り口支援 ・相談件数（件）	1 2 0	1 5 2	計画どおり
> ベンチャー創業の広がり ・セミナー等への参加者数 （人）	8 0 0	1,051				

重点施策 2 : 経営基盤強化と事業継続の促進

5

令和 5 年度KPI指標における実績及び進捗状況

アウトプット			短期アウトカム			
活動実績	計画	実績	活動実績がもたらす状況の変化、人の行動変容、その他成果	計画	実績	進捗評価等
>付加価値や生産性向上による競争力の強化を支援 ・企業の共同研究支援件数（社）	2	0	>参加している民間企業のDX推進による業務改善等の取り組み >参加企業間の連携促進 ・参加企業等によるDXの取り組み件数（社）	5	6	計画どおり
>DXを絡めた業務改善・改革の支援 ・補助金活用件数（社）	3	7				
>関連補助金の活用 ・補助金活用件数（社）	10	1	>事業継続のための取組 ・事業継続に向けた取組数（社）	3	8	計画どおり
>セミナー等の開催 ・開催回数（回）	3	3	>事業承継のための取組 ・事業承継に向けた取組数（社）	5	5	計画どおり

重点施策３：産業を支える人材の確保・育成

6

令和５年度KPI指標における実績及び進捗状況

アウトプット			短期アウトカム			
活動実績	計画	実績	活動実績がもたらす状況の変化、人の行動変容、その他成果	計画	実績	進捗評価等
>セミナー等の開催 ・セミナー等参加者数（社）	10	8	>人材マッチングの活動（紹介、面接等） ・人材マッチング活動数（件）	20	35	計画どおり
>人材募集情報の発信 ・情報発信の回数（回）	10	38				
>職場環境改善の支援 ・補助金活用件数（社）	10	4	>健康経営優良法人に認定される取組 ・健康経営優良法人申請企業数（社）	10	4	計画の75%以下
>健康経営関連の情報発信 ・情報発信の回数（回）	5	4				（改善策） 健康経営支援に関する情報発信の強化

重点施策４：人が集う場や機会の創出

7

令和５年度KPI指標における実績及び進捗状況

アウトプット			短期アウトカム			
活動実績	計画	実績	活動実績がもたらす状況の変化、人の行動変容、その他成果	計画	実績	進捗評価等
>商店街等におけるイベント開催の支援 ・イベント開催件数（件）	5	1	>中心市街地におけるにぎわいの創出 ・中心市街地イベント参加者数（万人） ※宇部まつり、新川市まつり、花火大会除く	4.5	6.1	計画どおり
>中心市街地におけるイベントの開催 ・イベント開催件数（件）	50	61				
>本市の認知度向上 ・TV・ロケ地誘致件数（件）	13	8	>市内の各所での交流を通じたにぎわい創出 ・観光交流人口（万人）	150	6月末公表予定	実績公表後に確認
>コンベンションの活性化 ・コンベンション参加者数（人）	8,000	4,317				

議題 2

令和 6 年度重点施策の取組について

重点施策 1：成長産業の創出と育成

9

成長産業創出事業

大学等の研究開発シーズを活用した起業や事業化に向けた取組に対する支援

技術シーズの成長プロセスから支援するフェーズを

- ・創業段階：スタートアップ
- ・研究開発推進段階：イノベーション
- ・実証段階：パイロット

に分類し、起業・事業化に向けたシームレスな支援

成熟度

※今後も研究開発シーズを随時募集し、各フェーズに応じた支援を実施予定

起業前

起業

育成

成長

スタートアップ・プロジェクト 最大支援額 1,000万円

★起業や大学発ベンチャーの円滑な立ち上がりを支援！！

実証

開発

事業化

社会実装

イノベーション・プロジェクト 最大支援額 750万円

★山口県の研究開発補助金への上乗せによる負担軽減！

実証

開発

技術シーズの
苗床

パイロット・プロジェクト 最大支援額 100万円

★実証支援。補助率 10/10

【拡充：実証事業枠】

大学等研究機関のシーズ等を活用した
実証事業を支援

補助率 2/3、上限額 100万円

プロジェクトの進捗

重点施策 1：成長産業の創出と育成

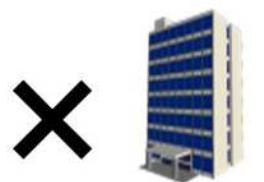
10

成長産業創出事業

再生医療等の実用化推進に向けた取組



- 他家PRIME CAR-T細胞の研究
- 細胞培養に関するノウハウ
- 細胞シート移植による治療法
- 「臨床培養士制度」認定機関
- 同一大学内での医工連携体制



関連企業



次世代医療イノベーション創出促進

- ◇地域リソースを活かしたイノベーション創出
- ◇再生医療産業の創出・育成及び集積

プロジェクト事例
再生医療と最先端リハビリテーションの統合による革新的医療プロジェクト

【関連機関】

(株)スペース・バイオ・ラボラトリーズ、山口大学、(医)和同会、UBE(株)、県、宇部市



再生医療等先端的研究開発 実用化推進補助金

- ◇再生医療等の実用化・産業化を進めるプロジェクトへの支援
- ◇製造拠点の設置等による市場獲得

●補助率：1/2以内 ●補助上限額：1,500万円

再生医療等の実用化・社会実装

重点施策 2：経営基盤強化と事業継続の促進

11

うべ中小企業等DX研究会

- R4年度から、うべ中小企業等DX研究会を設立し、市内中小企業等のDX推進に向けた各種支援を行っています。現在、参加企業20社のうち、企画検討完了企業16社、実装完了企業4社と、市内中小企業等にDXの取組が広がっています。

DX研究会参加企業

企画検討完了企業

実装完了企業

20社



16社



4社

重点施策 2：経営基盤強化と事業継続の促進

12

うべ中小企業等DX研究会

- R5年度は、4社が補助金を活用してデジタル実装に取り組みました。

No.	事業者名	業種	取組内容
1	三興物産販売	卸売業	ノーコードツールを活用した在庫管理の効率化
2	South Sun	医療・福祉	ノーコードツールを活用した訪問看護記録のデータベース管理
3	ドボクリエイト	専門・技術サービス業	簡易な数値解析の自動化やナレッジデータベースの提供モデル構築
4	波乗りクリニック	医療・福祉	IoTを活用したDX推進による画期的な遠隔診療モデルの構築

重点施策 2：経営基盤強化と事業継続の促進

13

うべ中小企業等DX研究会

R5年度の実施内容：デジタルを活用した遠隔診療モデルの構築等～波乗りクリニックモデル～

■ バイタルデータ共有機能を用いた業務効率化と医療の質的向上

- ・バイタルデータの自動アップデートによる無人化の仕組みづくり
- ・医師及び医療従事者不足の中、デジタルを活用し患者の健康状況や症例等に合わせ、新たな遠隔診療モデルを構築

■ 定期測定・経過観測時フロー

1. 病院からのアナウンス（事前設定）【フラッシュライトによる測定促し】
↓
2. 患家（かんか）でフラッシュライトが光る
↓
3. 患者またはその家族が自宅でバイタル測定を行う
↓
4. 測定データがクラウドに上がると同時に患者もTabletでデータ確認
↓
6. 異常値検知と医師による定期的な検査・家族による見守り



重点施策 2：経営基盤強化と事業継続の促進

14

うべ中小企業等DX研究会

- R6年は、5 社がデジタル実装に取り組みます。

No.	事業者名	業種	取組内容（予定）
1	金崎浩税理士事務所	専門・技術サービス業	クラウドサービスを活用した決算書、税務報告書作成業務の効率化
2	内田鋼機	卸売業	販売管理システムの改修、販売管理・在庫管理・見積管理システムのデータ連携
3	協和工業	製造業	生産設備の点検業務効率化
4	テクノ精密	製造業	生産設備の電流データ×作業員稼働データによる稼働状況の可視化
5	宇部物流サービス	製造業	生産設備、機器校正・点検業務の刷新に向けた電子棚札による校正結果の自動表示

重点施策2：経営基盤強化と事業継続の促進

15

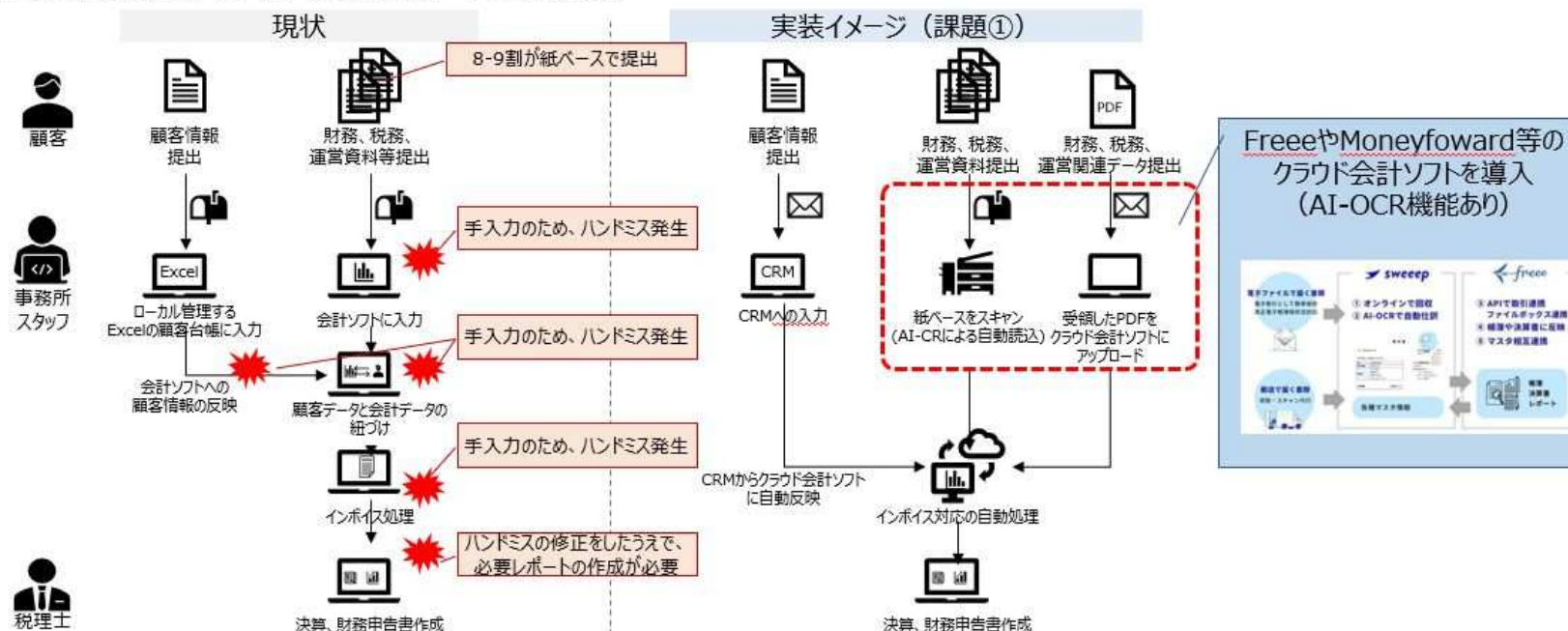
うべ中小企業等DX研究会

実装内容案

金崎浩税理士事務所

実装①（課題①への対応）：クラウド会計サービス導入による、スタッフの手入力作業工数削減と入力ミス防止

- 顧客から紙ベースで受領する情報群のうち、財務・税務・運営資料の会計ソフトへの自動読込
- PDFファイル等で受領した電子ファイルの会計ソフトへの自動反映



重点施策 2：経営基盤強化と事業継続の促進

16

うべ中小企業等DX研究会

うべ中小企業等DX研究会は、研究会メンバーのDX化/デジタル化の推進に向け、以下の4項目を柱として各種支援を実施しています。

①DX推進の伴走支援

事務局がDX推進（企画・実装・評価）上の課題の解決に向けてサポートします。

②ネットワーク構築

DX化/デジタル化を共創により推進できるように、DX研究会に参加する地元企業のネットワークづくりを支援します。

③DXに関する情報提供

DXに関するセミナーや、DXを推進するための技術や製品等に関する情報を共有します。

④補助金活用支援

DXを推進するにあたり、国・県・市などの補助金の活用を支援します。

重点施策 2：経営基盤強化と事業継続の促進

17

うべ中小企業等DX研究会

- 参加企業のDXの取組が企業文化として定着し、自分ごととしてDX推進を継続できるようにすることが重要
- DX研究会の運営を通じて明らかになった課題への対応等を行うことで、DX研究会の拡大と高質化に注力

うべ中小企業等DX研究会の課題

令和6年度の注力内容

研究会参加企業による主体的なDX推進の継続



参加企業のDX解決パターンの体系的整理、地元団体等との連携強化による参加企業の拡大や効果的なDX推進に向けた取組の検討

持続的なDX推進を支える仕組みづくり



参加企業の実施計画作成～実装、その後の発展に向けた計画づくりとDX推進を継続できる仕組み（うべDXモデル）の検討

DX研究会参加者へのサポート拡充



サポーター企業の拡充等による実装企業の増加と、DXモデル事業の創出

重点施策 2：経営基盤強化と事業継続の促進

18

中小企業事業継続支援事業

事業に関する現状と課題

【現状】

引継ぎ支援センターと連携して実施中の「事業承継相談会」の相談件数が少ない一方で、令和5年9月に市内中小企業の55歳以上の経営者に対してアンケート実施したところ、25社が「廃業予定」、17社が「後継者不在」と回答。

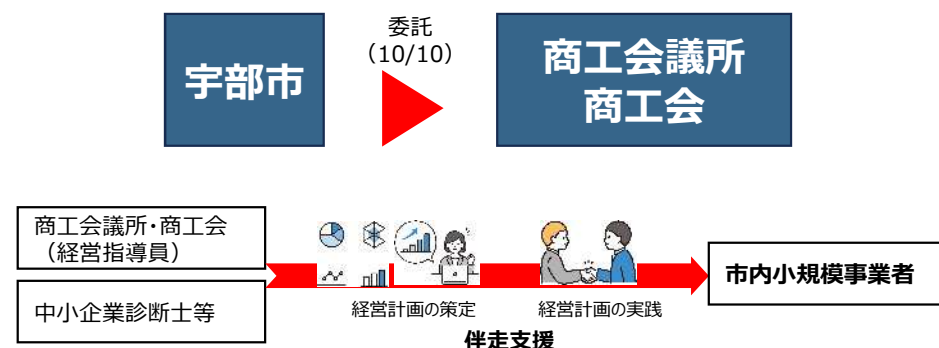
【課題】

後継者不在の課題を持ちつつも、行動に移していない経営者が一定数存在する。

課題に対する打ち手（事業概要）

アンケート回答者のうち、売上規模等から金融機関やM&A支援機関の支援が受けにくい「市内小規模事業者」に対して、商工会議所・商工会及び中小企業診断士等の専門家が、経営計画の策定と、その実践を伴走支援することで、事業承継に向けた取組の早期着手を促す。

事業スキーム（対象者、対象行為）



成果目標

経営計画策定及び実践企業 5社

重点施策 2：経営基盤強化と事業継続の促進

19

中小企業事業継続支援事業

- 宇部商工会議所・くすのき商工会と連携して、市内中小企業の事業継続のための経営計画策定支援及びフォローアップに取り組みます。

経営計画策定 イメージ

\ 受ければ変わる! 変えられる! /
自社と向き合うための
経営塾 募集数 10社
定員になり次第締め
何か変えたい、変えなきゃならないと感じている方、是非受講してください!
今よりも成長したい経営者の方々に、
事業の見直しや整理を行っていただきます
2024/5/8(水) 15(水) 22(水) 29(水) 6/5(水)
18:00-20:00
カリキュラム
① 財務の知識と自社の現状 ④ 経営理念、戦略から計画へ
② 経営計画の必要性 ⑤ 数値計画
③ 経営行動の体系と戦略 ⑥ 経営計画の作成

令和6年度 経営塾 カリキュラム

	日 時		テーマ
1	5月8日※ 18:00-20:00	財務の知識と自社の現状	■財務知識 ■自社の現状(収益性) ■自社の現状(安全性)
2	5月15日※ 18:00-20:00	経営計画の必要性	■社長の仕事 ■経営計画の必要性
3	5月22日※ 18:00-20:00	経営行動の体系と戦略	■経営行動の体系 ■ビジネスモデル ■収支の実績と将来 ■戦略事業単位
4	5月29日※ 18:00-20:00	経営理念、戦略から計画へ	■経営理念・ビジョン ■将来予測 ■SWOT分析 ■戦略から計画
5	6月5日※ 18:00-20:00	数値計画	■数値計画
6	6月12日※ 18:00-20:00	経営計画の作成	■実行計画

重点施策 3 : 産業を支える人材の確保・育成

20

産業人材育成支援事業

事業に関する現状と課題

- ・リスキリングを通じた産業人材の育成が必要
- ・プログラムを活用することで、従業員が身に付けることができるスキルを可視化して示すことが必要

課題に対する打ち手（事業概要）

リスキリングについてのセミナーを動線とし、企業の具体的な人材育成の取組につながるよう研修プログラムを提供する。

事業スキーム（対象者、対象行為）



成果目標

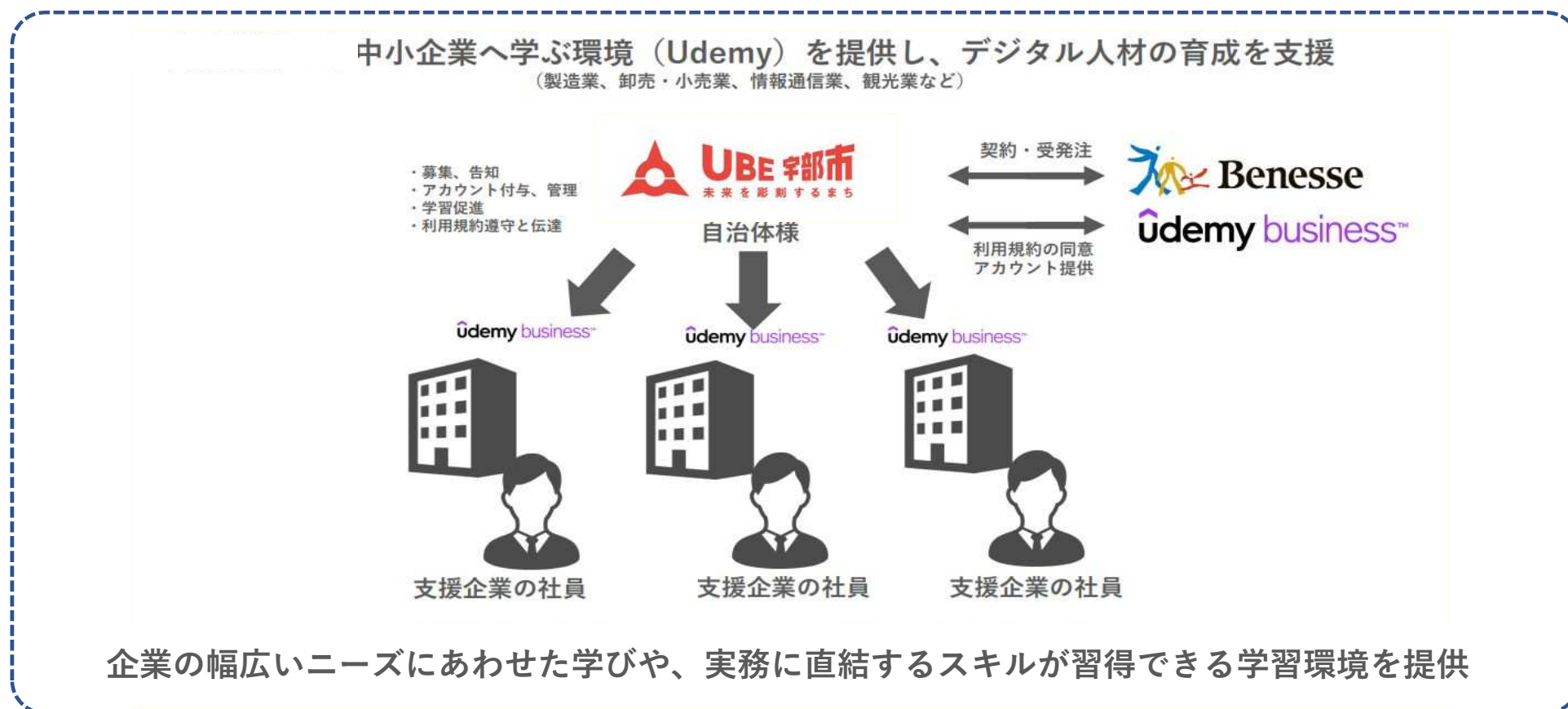
研修プログラム受講企業 延べ50社

重点施策 3：産業を支える人材の確保・育成

21

産業人材育成支援事業

- Udemy（オンライン学習ツール）を用いて、市内中小企業のリスキングの取組を支援します。



重点施策3：産業を支える人材の確保・育成

22

産業人材育成支援事業

- Udemy（オンライン学習ツール）

活用事例： サービス業・土木業



空き時間を活用して学ぶ＆習得した知識をまずは「やってみる」ことで

自立的に生産性向上・働き方改革を体現することに成功！

RPAを用いた自動配信による業務効率化



（有）石井電気商会（販売・修理サービス）

- IT基礎
 - ITパスポート
 - RPA
- など、計7講座受講中
- ・ITパスポート取得に向けて講座学習
 - ・RPAを用い、カフェで定期的に開催するライブ情報配信の自動化に成功！

業務プロセス改善によるバックオフィスDX推進



（株）原工務所（土木）

- 業務効率化
 - 事務OAスキルUP
- など、推奨5コースを自由に選択
- ・DX推進室を設置し、工程管理の業務プロセス変革を進める改善方針を作成！
 - ・業務効率化にむけてExcelのマクロ機能を学習！

引用元：山陰中央新報デジタル（<https://www.sanin-chuo.co.jp/articles/-/445711>）

重点施策3：産業を支える人材の確保・育成

23

企業の人材確保とキャリア教育の取組

- ・ 市内中小企業の人材確保支援に向けて、奨学金返還を支援します。
- ・ 職業体験や働いている方たちとの交流などを通じて、子どもたちの職業観を養い、将来の地元就職に繋げることを目指します。

奨学金返還支援事業

大学等に進学し、奨学金の貸与を受けた方のうち、令和6年4月以降に市内に就業した方（要件あり）を対象に、奨学金返還額の一部を補助

- **補助額**
10年間で最大100万円
- **補助期間**
返還支援開始から10年間
- **その他**
他奨学金返還支援制度との併用可
- **申請受付**
令和7年11月～12月



みらいWalkers★UBE

中学生に地元企業の魅力が体験できる機会を提供し、自身の将来像や働くこと・地元就職への関心を高めることを目的とした職業体験イベント

- **開催日（予定）**
令和6年10月2日（水）
10月3日（木）
- **開催場所（予定）**
宇部市依田翁記念体育館
- **対象（予定）**
市内中学校（2年生）



重点施策 4：人が集う場や機会の創出

24

まちなかウォーカブル推進事業（令和4年9月整備方針決定）

中心市街地のにぎわい創出のため「**居心地がよく歩きたくなるまちなか**」の形成を目指し、**常盤通り**の歩道や副道の一部を活用したウォーカブル化に取り組んでいます。【共創による取組】

■ 市役所前を整備中（令和6年度完成予定）



さらに、令和6年度は、ヒストリア宇部前、旧山口井筒屋宇部店前、西日本シティ銀行前の整備に着手予定

重点施策4：人が集う場や機会の創出

25

■ 維持管理・運営を担う中間組織設立に向けた検討（大型イベント等との連携）



■ 常盤通り沿線のその他の事業

常盤通りにぎわい交流拠点施設
(旧山口井筒屋宇部店跡地)



新庁舎2期棟



重点施策 4：人が集う場や機会の創出

26

まちなかウォーカブル推進事業

スケジュール（予定）



議題 3

今後の施策テーマ案について

今後の施策テーマ案について

28

- 下記のテーマについて、専門部会で議論をまとめた上で、当委員会での議論を予定

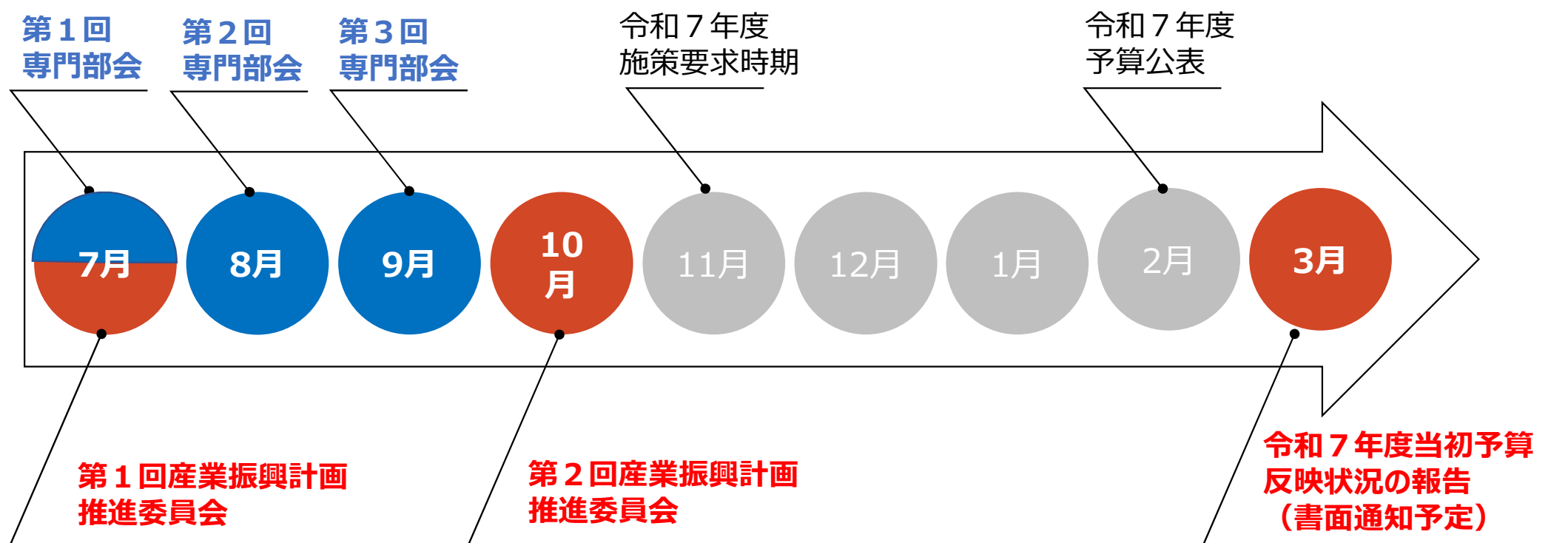
テーマ（例）	テーマ詳細（例）	現状認識や課題感（例）
人材確保について	企業と求職者の直接マッチング機会の創出について	➤ 山口県内の有効求人倍率は1.5倍を超えており、企業の人材不足は顕著である。 ➤ 企業側が求職者のニーズを把握する機会がない。
	人材確保に向けた効果的な企業情報の発信方法について	➤ うべ企業情報ナビで企業情報を一元的に掲載しているが、登録者は伸び悩んでいる。 ➤ 人材確保に向けて必要な情報は何か、今一度整理する必要がある。

議題 4

令和 6 年度委員会のスケジュールについて

令和6年度委員会のスケジュールについて

30



令和6年度 宇部市農林水産業振興計画推進委員会 出席者名簿

令和6年7月8日（月）開催

	区分	団体名	役職	個人名	備考
推進委員	学識経験者	山口大学大学院 創成科学研究科	農学系学域 学術研究員 博士(農学)	岩谷 潔	
	学識経験者	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校	水産流通経営学科 教授	甫喜本 憲	
	関係団体	山口県農業協同組合 宇部統括本部	営農経済部次長兼購買課長	前山 彰典	
	関係団体	カルスト森林組合	事業課長	村上 幸子	
	関係団体	宇部市漁業組合連合会	副会長	渡壁 勝則	
	関係団体	一般社団法人 宇部観光コンベンション協会	コンベンション部会長	阿部 正和	
	山口県	山口県美祢農林水産事務所	企画振興室長	鍛冶原 寛	
オブザーバー	山口県	山口県美祢農林水産事務所	農業部長	藤本 貴久	
	山口県	山口県美祢農林水産事務所	農村整備部主幹	中條 慎太郎	
	山口県	山口県美祢農林水産事務所	畜産部主査	大石 理恵	
	山口県	山口県美祢農林水産事務所	森林部主幹	佐久間 英明	
	山口県	山口県美祢農林水産事務所	水産部課長	繁永 裕司	
	山口県	山口県美祢農林水産事務所	企画振興室主任	行村 浩昭	

令和6年度 宇部市農林水産業振興計画推進委員会次第

日 時 : 令和6年7月8日(月) 14:00～

会 場 : 宇部市役所本庁 5階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和5年度の取組と指標の進捗状況等について
- (2) 宇部市農林水産業振興計画推進委員会委員の改選について

3 意見交換

4 閉 会

令和5年度の取組と 指標の進捗状況



- ・農業振興課
- ・農林整備課
- ・水産振興課
- ・地域ブランド推進課

農業振興課

農 業

基本目標 **1**：次世代へ繋ぐ担い手の確保・育成

●新規就農・就業者等育成支援事業（施策：1－1・1－2）

① 新規就農者の発掘

県内で開催される新規就農ガイダンスへの出展のほか、県外の都市部で開催される新規就労支援イベントへのWEBによる出展など、新規就農者の発掘を行った。

【新規就農ガイダンス（県内）への出展：2回、新規就労支援イベント（県外）へのWEBによる出展：1回】

② 新規就農・就業者への支援

県の農林水産事務所等と連携し、新規就農者や就業者に対して補助金を交付するなど、就農後のフォローアップとして包括的な支援を行った。

また、規模拡大を図る意欲のある認定農業者に対しては、肥料代の支援を行った。

【経営開始資金交付金、農業次世代人材投資事業費交付金：1,875,000円（対象者：2経営体）】

【経営発展支援事業費交付金：10,845,000円（対象者：2経営体）】

【新規就農者サポート事業費補助金：5,426,000円（対象者：3経営体）】

【経営拡大サポート事業費補助金：800,000円（対象者：1人、3法人）】

農業振興課

農 業

基本目標 **1**：次世代へ繋ぐ担い手の確保・育成

● 農業参入法人育成支援事業（施策：1－2）

- ① 農業経営（個人経営）の法人化及び持続可能な農業経営について、「農業参入セミナー」を実施し、意識の醸成を図った。

【宇部市農業参入セミナー：1回】

令和6年3月29日（金）万倉ふれあいセンター

（出席者）認定農業者・認定新規就農者：12人、農事組合法人：5法人（5人）

- ② 既存の農業経営法人の継続営農及び規模拡大に向けた支援を行うとともに、農業参入法人のフォローアップを行った。

【農業参入法人育成支援事業費補助金：174,000円（対象者：1法人）】

農業振興課

農業

基本目標 **2**：市場のニーズを捉えた生産への転換

● 稼げる農産物生産推進事業（施策：2－2）

稼げる農産物（コメ(恋の予感)・子実用トウモロコシ）、安定供給を目指す農産物（キュウリ、キャベツ、カボチャ）栽培への勧奨と、これらの農作物栽培に伴う新たな農地拡大による作付けに対する支援を行った。

【収益性の高い農産物の新たな作付けに対する補助：8人、3法人、10.3ha、787,000円】

【安定供給を目指す農産物の新たな作付けに対する補助：5人、2法人、2.1ha、42,000円】

収益性の高い農産物への転換にあたっては、関係機関と連携して作付けに対する技術指導や販路等の支援を行った。

● 有機農業・環境保全型農業推進事業（施策：2－2）

① 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業の推進を図るため、有機農業の取組や化学肥料、化学合成農薬の5割低減とカバークロップの作付けの取組を行った農業者に対する支援を行った。【4団体、34.16ha、1,940,700円】

② 消費者に対し有機農業を通じて食や健康、環境などの大切さを感じてもらうため、オーガニックフェアを開催した。【令和5年11月26日（日）万倉ふれあいセンター】

農業振興課

農 業

基本目標 **2**：市場のニーズを捉えた生産への転換

●スマート農業推進事業（施策：2－3）

ICT・IoT等先端技術を活用したスマート農業を促進するため、セミナーなどを通じた意識啓発や機器の導入に係る支援を行った。

- ① 農業者や新規就農・就業者に対する「スマート農業セミナー」を実施し、スマート農業の普及啓発を行った。

【宇部市スマート農業セミナー：1回】

令和6年3月22日（金）万倉ふれあいセンター

（出席者）農業者：10人、法人：8法人（12人）

- ② 作業効率・生産性の向上を目的とした農業を目指す農業者（法人を含む）に対しては、機器・設備の導入に要する経費の一部の支援を行った。

【スマート農業導入事業費補助金：6,866,450円（対象者：5人、3法人）

農業振興課

農 業

基本目標 **3** : うべ産農林水産物の魅力創出と消費拡大

●お茶包括支援事業（施策：3－1）

- ① 山口茶の市内・県内における地産地消の取組拡大及び新商品開発による新たな顧客層の開拓を図るため、山口県やJAと連携して販売促進を図った。
【まちじゅうエヴァンゲリオンのコラボ商品として山口茶ギフトセットを作製、防府天満宮で祈願をした「うかるっ茶レター」の販売、山口大学と連携してかぶせ茶（煎茶）の栽培】
- ② 茶業振興と山口茶の理解認識を深め需要拡大を図るため、お茶まつりの開催や市内の小学校に対して茶育事業を行った。
【授業実施校：5校、9クラス】

農業振興課

農 業

基本目標 4：将来の安定供給に向けた生産基盤の整備

●遊休農地対策事業（施策：4－2）

- ① 遊休農地の解消を進めるため、新たに30a以上の対象農用地に同一年度内に作付けを行う個人又は営農組織に対しては、面積（10a当たり、10,000円）に応じた支援を行った。
【遊休農地作付推進事業費補助金：85,900円（対象者：2人、補助対象面積：0.86ha）】
- ② 耕作放棄等による荒廃農用地の解消を進めるため、対象農用地を耕作地へ復元し、農作物を作付けすることが見込まれる個人又は営農組織に対しては、面積（10a当たり、25,000円）に応じた支援を行った。
また、新たに30a以上の対象農用地を同一年度内に耕作地へ復元し、必要な農業用機械又は施設・設備を購入する個人又は営農組織に対しては、購入金額の一部の支援を行った。
【耕作放棄地解消対策事業費補助金：685,000円（対象者：3人、2法人、
補助対象面積：2.74ha）】
【耕作放棄地活用型機械・施設等整備事業費補助金：1,500,000円（対象者：1法人）】

農業振興課

農 業

基本目標 **4**：将来の安定供給に向けた生産基盤の整備

●農地集積促進事業（施策：4－2）

- ① 経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けた者（借り手）のうち、一定要件を満たす該当者に対しては、助成金を交付した。

【農用地借受奨励助成金：3,581,020円（対象者：49人、助成対象面積：50.8ha）】

- ② 農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対しては、協力金を交付した。

【農地中間管理機構集積協力金：105,000円（補助対象地域：1地域）】

農林整備課

農 業

基本目標 4：将来の安定供給に向けた生産基盤の整備

●有害鳥獣被害対策事業（施策：4-2）

猟友会や農業関係者、警察、山口県などで構成する「宇部市有害鳥獣捕獲対策協議会」を設置し、関係機関が連携して、捕獲罠や侵入防止柵の設置など、有害鳥獣による農業被害の防止に取り組んだ。

- ① 有害鳥獣捕獲員を任命するとともに、捕獲用罠の設置や研修を支援し、サルやイノシシなどの有害鳥獣捕獲活動を推進した。

過去5年間の捕獲頭数は、サルが令和元年度 62頭、令和2年度 31頭、令和3年度 25頭、令和4年度 36頭、令和5年度 57頭と令和3年度までは減少傾向であったが再び増加傾向にありイノシシは、令和元年度 776頭、令和2年度 958頭、令和3年度 847頭、令和4年度 1,040頭、令和5年度 1,109頭と、増加傾向にある。

- ② 集落で取り組むワイヤーメッシュ柵等のイノシシ用の侵入防護柵の設置を支援した。

- ・ 市内16地区に延べ12,605mの侵入防止柵を設置

農林整備課

林業

基本目標 4：将来の安定供給に向けた生産基盤の整備

● 森林環境の保全 （施策：4-2）

水源涵養機能、山地災害防止機能、温暖化防止機能、保健・レクリエーション機能など、森林が持つ公益的機能の充実と健全な森林資源の維持・増進を図るため、私有林の整備を推進した。

- ① 森林環境譲与税や県費を活用し、森林所有者が行う除伐や間伐、作業道の開設などの森林施業を支援した。
- ② 森林経営管理制度を活用し、市に経営管理を委託したいという意向のある森林について管理権の設定を推進した。
 - ・ 如意寺地区（計0.5ha）について、経営管理権を設定

水産振興課

水産業

基本目標 **1**：次世代へ繋ぐ担い手の確保・育成

●水産業担い手育成確保支援事業（施策：1-1）

① 新規漁業就業者定着支援事業費補助金

長期漁業技術研修の研修生に対して、県と連携して、支援金を支給した。

【補助金：900,000円（対象者：1名）】

② 経営自立化支援事業費補助金

長期漁業技術研修を修了した者に対して早期の経営の安定化を図るため、県と連携して着業後最大3年間の支援金を支給した。

【補助金：2,312,500円（対象者：5名）】

③ 新規漁業就業者生産基盤整備事業費補助金

漁業協同組合が、長期漁業技術研修を修了した者に対して行う、就業に必要な漁船や漁具等のリース事業を、県と連携して支援した。

【補助金：2,000,000円（対象者：1名）】

水産振興課

水産業

基本目標 **2** : 市場のニーズを捉えた生産への転換

● 漁業資源対策補助事業（施策：2－1）

① 宇部・小野田・山陽地域栽培漁業推進協議会負担金

- ・クルマエビ（81万尾）・ガザミ（15.9万尾）の種苗放流を実施した。
 - ・抱卵ガザミの再放流を実施した。
- 【負担金：4,206,700円】

② 県水面活性化地域協議会負担金

山口県水面活性化地域協議会が、水産庁所管の水産多面的機能発揮対策事業の採択を受け、環境・生態系の維持回復などを目的とした、漁業者等で構成する活動組織が行う干潟や藻場の保全活動などを国・県と連携して支援した。（国70%、県15%、市15%）
【全体負担金：1,747,200円（負担金：524,160円）】

③ 漁業資源増養殖事業費補助金

漁業資源の維持増大を図るため、漁業協同組合が実施する種苗放流を支援した。
【事業費：1,947,374円（補助金：1,056,187円）】
また、漁場機能の再生・保全を推進するため、漁業協同組合が取り組む海底耕うん活動を支援した。【事業費：599,500円（補助金：599,500円）】

水産振興課

水産業

基本目標 **2** : 市場のニーズを捉えた生産への転換

● 漁業振興対策事業（施策：2－2）

① IOT技術活用委託料

スマート水産業に向けた取組として国の交付金を活用し、令和2年度から、宇部車海老養殖場において、養殖池の水面の色と水質の関係を解析するなど、より安定した生産技術の確立に向けた実証実験を行った。

【業務委託1件：4,290,660円】

水産振興課

水産業

基本目標 **3** : うべ産農林水産物の魅力創出と消費拡大

● 漁業振興対策事業（施策：3－1）

① 宇部車えびつかみどりフェスタ負担金

市の特産品である養殖車海老の認知度を高めるとともに、消費拡大を推進し、地域の水産業全体の活性化に寄与することを目的として、イベントを開催した。

【令和5年11月18日開催、1,000,000円】

水産振興課

水産業

基本目標 **3**：うべ産農林水産物の魅力創出と消費拡大

● うべ産水産物認知度向上推進事業（施策：3－1）

① うべ産水産物官民連携プラットフォームの開催

多様なステークホルダーの積極的な参加及び官民連携により、うべ産水産物の魅力創出と消費拡大を推進した。

【総会を2回開催】

② うべ産水産物プロモーション業務委託料

うべ産水産物の魅力発信・認知度向上に向けた取組を実施した。

- ・ YouTubeクリエイターである『魚屋の森さん』とコラボし、動画を配信
- ・ 『うべ地魚フェア～レンチョウまつり～』を開催
- ・ 『うべの魚ガイドブック～今日のおさかな何にする？』を制作

【業務委託1件：4,400,000円】

水産振興課

水産業

基本目標 **3** : うべ産農林水産物の魅力創出と消費拡大

●水産物直売施設支援事業（施策：3－1）

① うべ新鮮市場元気一番の運営支援

漁業経営の多角化・6次産業化による漁業所得の向上及び雇用の創出を図るため、安定的な運営を支援した。

【令和5年7月から第1・3土曜日に宇部岬支店の青壮年部が中心となって、朝市を開催】

水産振興課

水産業

基本目標 **4**：将来の安定供給に向けた生産基盤の整備

● 漁業経営安定対策事業（施策：4－1）

① 漁業近代化資金利子補給金補助金

漁船の更新等の際に借り入れた漁業用資金の利子補給を実施することにより、漁業経営の近代化を促進し経営の安定化を図った。

【補助金：151,357円（対象件数：25件）】

● 漁業資源対策補助事業（施策：4－1）

① 漁場環境調査業務委託料

海底耕うんの効果を評価・検証するため漁場環境調査を実施した。

【漁場環境調査業務委託：1,320,000円】

水産振興課

水産業

基本目標 4：将来の安定供給に向けた生産基盤の整備

●水産基盤ストックマネジメント事業（施策：4－1）

① 床波漁港・宇部岬漁港機能保全工事

漁港施設の機能を保全し、長寿命化を図るため、床波漁港の物揚場補修と宇部岬漁港の船揚場補修・物揚場補修を実施した。

【床波漁港機能保全工事： 9,430,300円】

【宇部岬漁港機能保全工事： 10,840,000円】

② 丸尾漁港・宇部岬漁港機能増進工事

漁港施設の機能を増進し、長寿命化を図るため、丸尾漁港の浮桟橋補修と宇部岬漁港の道路舗装の打ち換えや高耐食グレーチングへの更新、照明施設のLED化を実施した。

【丸尾漁港（浮桟橋）機能増進工事： 38,556,100円】

【宇部岬漁港機能増進工事： 28,077,500円】

地域ブランド推進課

農 業

基本目標 **3** : うべ産農林水産物の魅力創出と消費拡大

●地産地消推進事業 (施策: 3-1, 3-2)

うべ産農産物の生産を振興するとともに、学校給食や地元飲食店等での使用を推進し、市内流通を拡大した。また、地元飲食店等と連携し、地元食材等を使用した飲食メニューを提供し、市内外からの集客を図るイベント「まちじゅうエヴァグルメフェア」を実施した。

【地産地消等イベント】

むら・まち交流フェア、レノファ山口ホームゲームガーデン等
参加事業者: 65事業者

【まちじゅうエヴァグルメ】

期間: 令和5年10月6日～令和6年1月8日
参加事業者: 38事業者

地域ブランド推進課

農 業

基本目標 **3** : うべ産農林水産物の魅力創出と消費拡大

●地域ブランド推進事業 (施策：3-3)

生産・流通・加工・販売・観光など、様々な事業者へのヒアリング調査等の実施や、地域資源を見直すための意見交換会等を行い、新たな地域ブランドを創出するための体制づくりに取り組んだ。

また、6次産業化・農商工連携による地元農林水産物の消費を促進するため、本市の農林水産物を活用した魅力ある商品開発等に対し、8件の商品開発支援を行った。

【商品開発支援】

クラフトビール、西岐波みかんジャム、菊芋を使用した化粧品など8品目を支援

地域ブランド推進課

林業

基本目標 **3** : うべ産農林水産物の魅力創出と消費拡大

●竹利活用推進事業 (施策：3-2)

竹林の繁茂・拡大が年々進み、人工林への侵食や豪雨災害発生の危険性が高まるなど、竹害が社会問題化している。そこで、本市の豊富な竹資源を積極的に活用していくため、竹の教室、竹LABOを活動拠点とした竹資源に関する学習機会の提供や、それらを通じた地域の活性化を図るとともに、関連事業者や研究機関等と連携した商品化やビジネス化に取り組んだ。また、竹作家によるアート作品の野外展示や竹に触れる機会を創出するため、竹資源の有効活用（竹財）をPRするイベント「バンブーフエスタ」を実施した。

【バンブーフエスタ】

期間：令和5年11月11日～令和6年1月15日

場所：山口宇部空港、常盤公園、竹LABOなど6か所

令和6年度の新規・拡充事業など

農 業

【新規】

- ・ 新規就農者、認定農業者が加入する農業経営収入保険料の一部を補助
- ・ 竹の利活用推進に向け、竹堆肥を使用した実証実験の実施

【拡充】

ICT・IoT等を活用したスマート農業機器の導入に係る経費の一部を補助する制度の拡充

林 業

【拡充】

- ・ 補助金を活用した間伐を推進するため、森林所有者意向調査の実施
- ・ 竹LABOのウェブサイトの新設、案内看板、館内リーフレットの作成等、情報発信体制を整備

水産業

【新規】

「うべの魚を食べよう！キャンペーン」の開催

【拡充】

新規漁業就業者生産基盤整備事業費補助金の対象限度額の拡大

議案第 89 号

工事請負変更契約締結の件

令和 6 年 3 月市議会定例会において議決された議案第 4 5 号について、下記のとおり変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 8 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

変更請負金額 一金 849,017,400円也
(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(変更前 一金 773,358,300円也)

【説明】

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 旧山口井筒屋宇部店解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 宇部市常盤町一丁目地内 |
| 3 | 工 事 の 概 要 | |
| (1) | 百 貨 店 棟 | |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート・鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建て |
| | 延床面積 | 11,273.81㎡ |
| (2) | 銀 行 棟 | |
| | 構 造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建て |
| | 延床面積 | 2,673.44㎡ |
| (3) | 立体駐車場棟 | |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建て |
| | 延床面積 | 4,540.56㎡ |
| (1)～(3) | 合 計 | |

- 延床面積 18,487.81 m²
- 4 契約の相手方 日立建設・ループ共同企業体
- 代表者 宇部市善和591-3
- 日立建設株式会社
- 代表取締役 上 村 隆 晃
- 宇部市大字中宇部1734番地3
- 株式会社ループ
- 代表取締役 前 田 光 男
- 5 変更の理由 立体駐車場棟の既存杭撤去に係る作業内容の変更、百貨店棟の地中障害物の影響による工法の変更等に伴い、工事請負金額を増額変更するものである。

宇部市中心市街地活性化基本計画（第2期） について

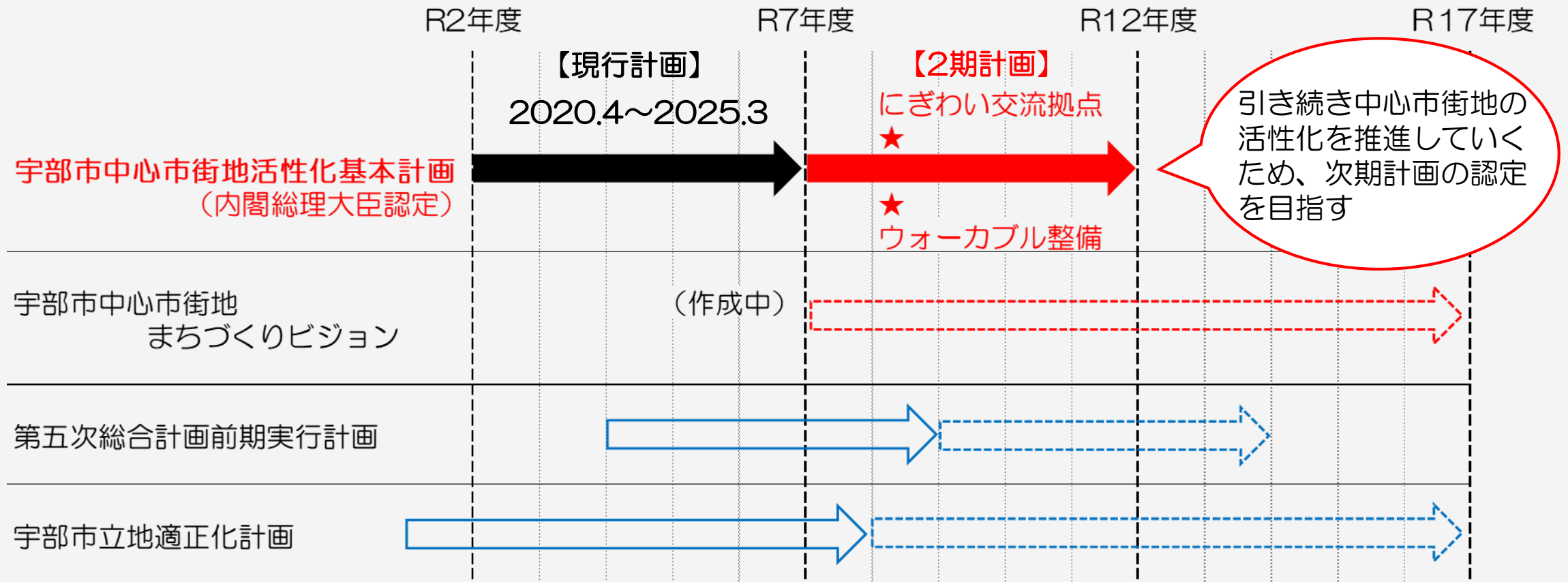
都市政策部
中心市街地活性化推進課



目次

1. 現行計画について
2. 現状の課題整理
3. 市民アンケートについて
4. まちづくりの方針（たたき台）
5. 主な事業
6. 目標指標について（たたき台）
7. スケジュールについて（予定）

1. 現行計画について



1. 現行計画について

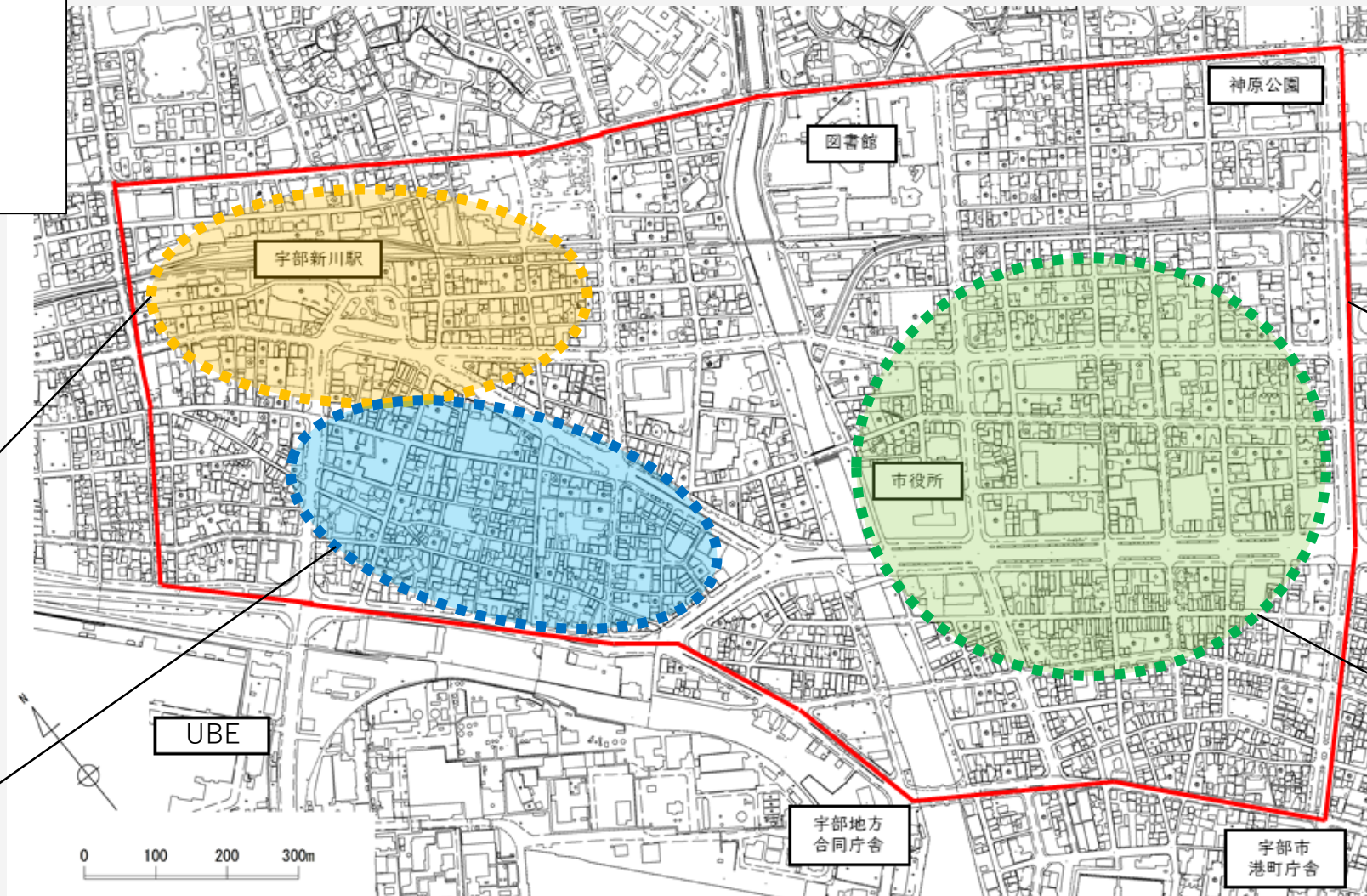
《重点地区》
市役所周辺地区
中央町地区
宇部新川駅周辺地区

宇部新川駅
周辺地区

中央町地区

中心市街地

市役所
周辺地区

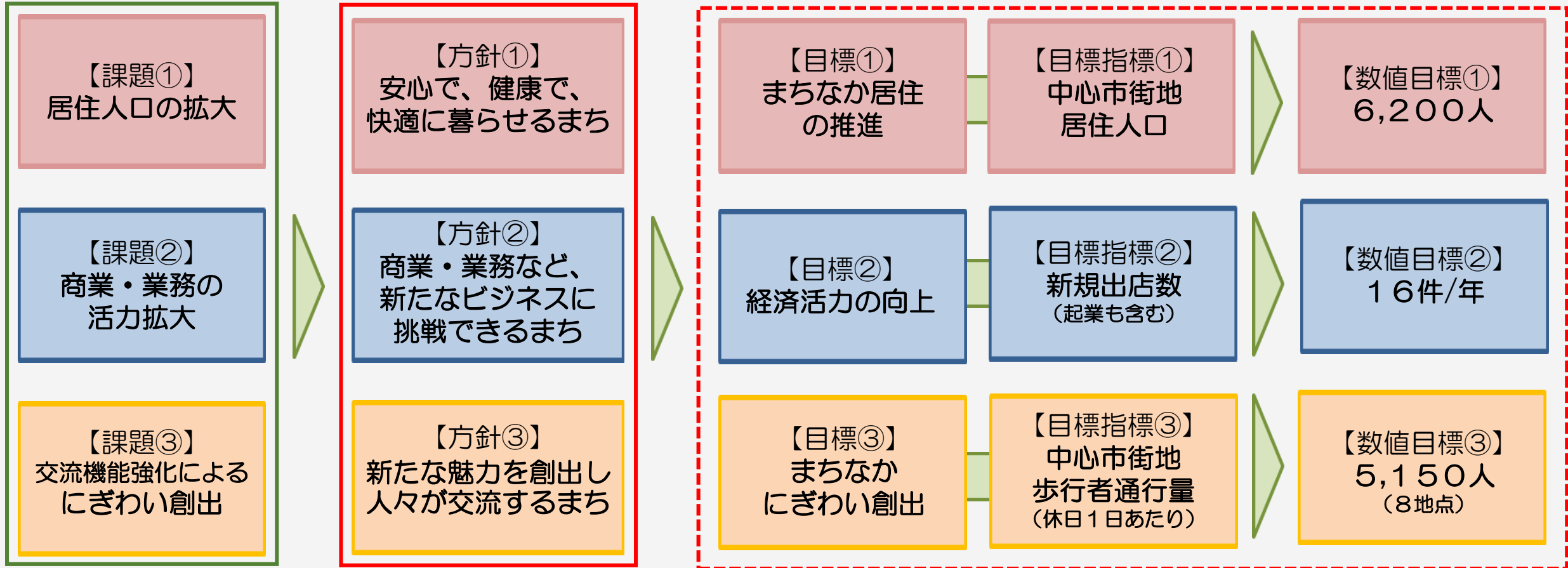


1. 現行計画について

課題

まちづくりの方針

活性化の目標



2. 現状の課題整理

【課題】 居住人口の拡大

中心市街地は人口減少が続き、市全体の減少割合よりも高い状態。
自然減の影響も大きいですが、社会増減をみても過去5年間では大きく減少しており、
今後も長期的な対策の必要がある。

【課題】 商業・業務の 活力拡大

現行計画の目標（新規出店数）は達成の見込みである。
一方で、閉業（閉店）数も多いほか、主要商店街周辺の営業店舗数は減少傾向で、
まちなかの商業機能の衰退が問題となっている。

【課題】 交流機能強化による にぎわい創出

歩行者通行量は増加傾向にあるが、現行計画の目標には届いていない。
計測地点によって増加／減少の傾向に大きく差があり、回遊性は限定的といえる。
エリア全体の通行量を増加させるような効果的な取り組みを行っていく必要がある。

3. 市民アンケート（速報値：抜粋）

※令和6年6月に中心市街地に関する市民アンケートを実施。

○調査方法：調査票を郵送

○調査対象：宇部市に住む15歳以上の者から無作為抽出

○調査数：3,000

○回答数：669（6/18時点） ※速報値として集計

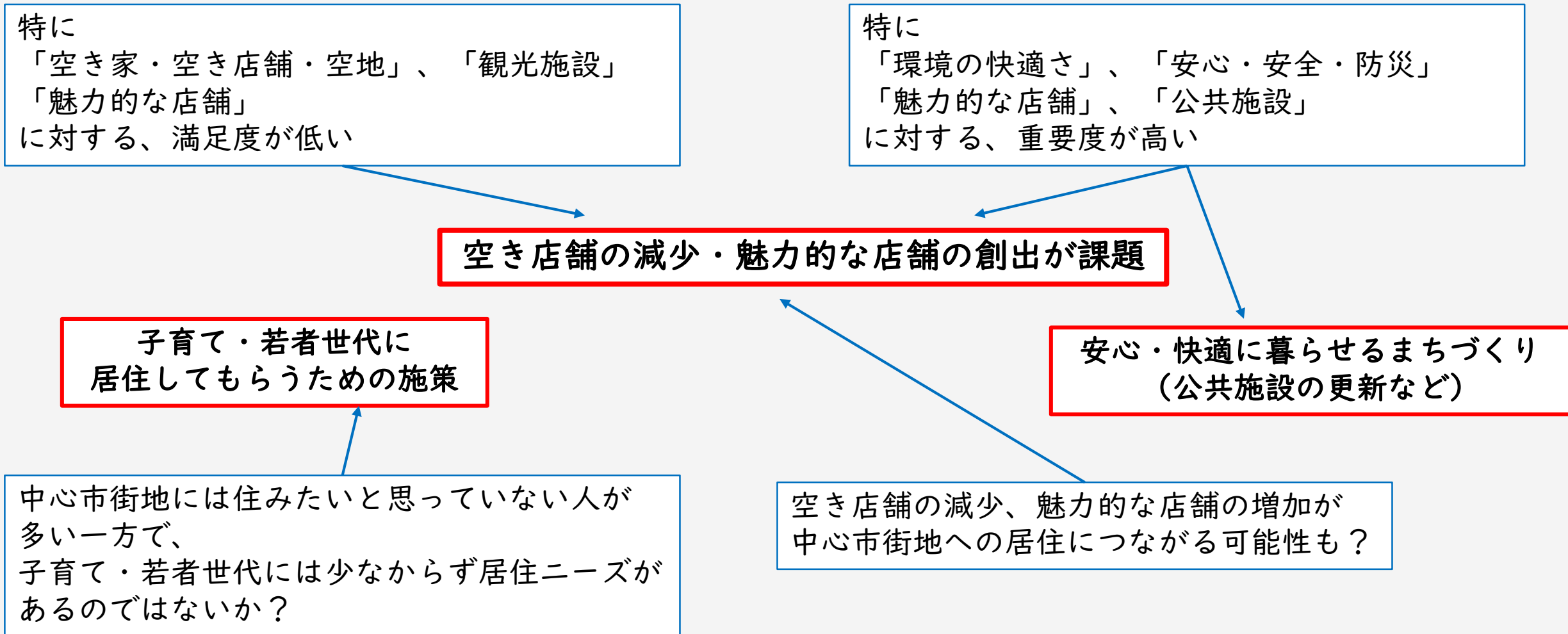
○調査項目

中心市街地に出かける目的や交通手段

中心市街地に対する満足度や重要度

中心市街地への居住について など

3. 市民アンケート（速報値：抜粋） まとめ



4. まちづくりの方針（たたき台）

第2期計画

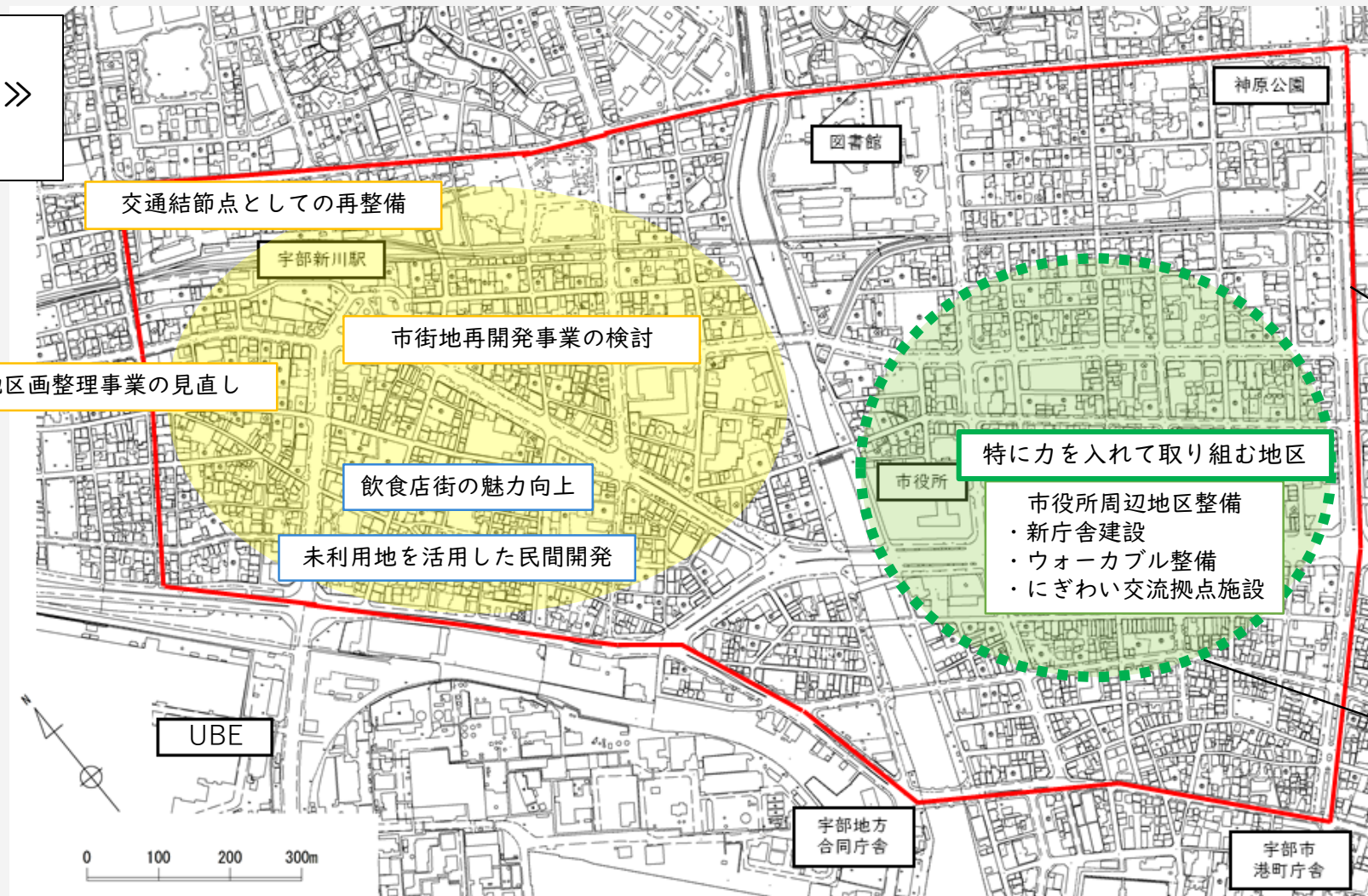
人々が交流し、くつろぎ、にぎわうまち

これまでのビジネスに加え、
新たなビジネスが生まれ継続するまち

安心して快適に暮らせるまち

4. まちづくりの方針（たたき台）

《特に力を入れて
取り組む地区》
市役所周辺地区



中心市街地

市役所
周辺地区

5. 主な事業

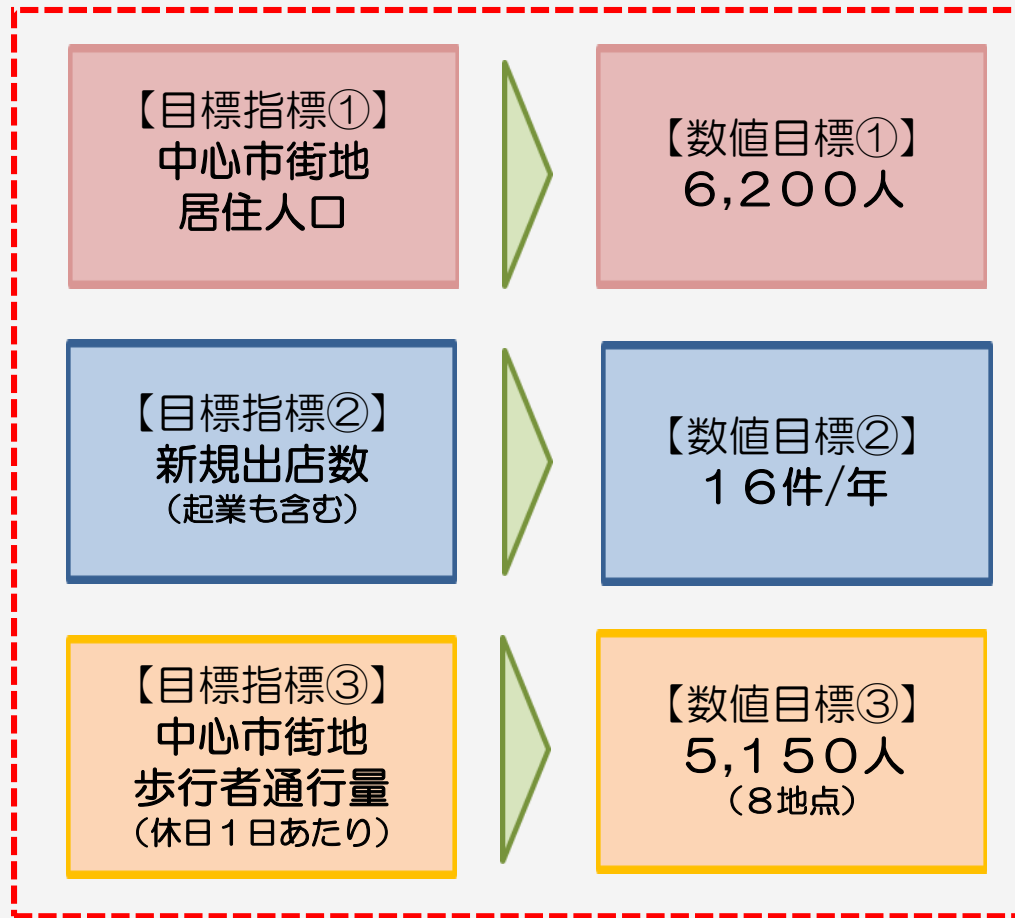
- まちなかウォーカブル推進事業
- 常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業
- 琴芝街区公園等利活用検討事業
- 中心市街地建物リノベーション事業
- 若者・子育て世代誘致家賃助成金事業
- アーバンスポーツ先進都市事業
- 常盤通り中間組織運営事業
- マーケット支援事業

など
官民連携事業を含む約60事業を予定

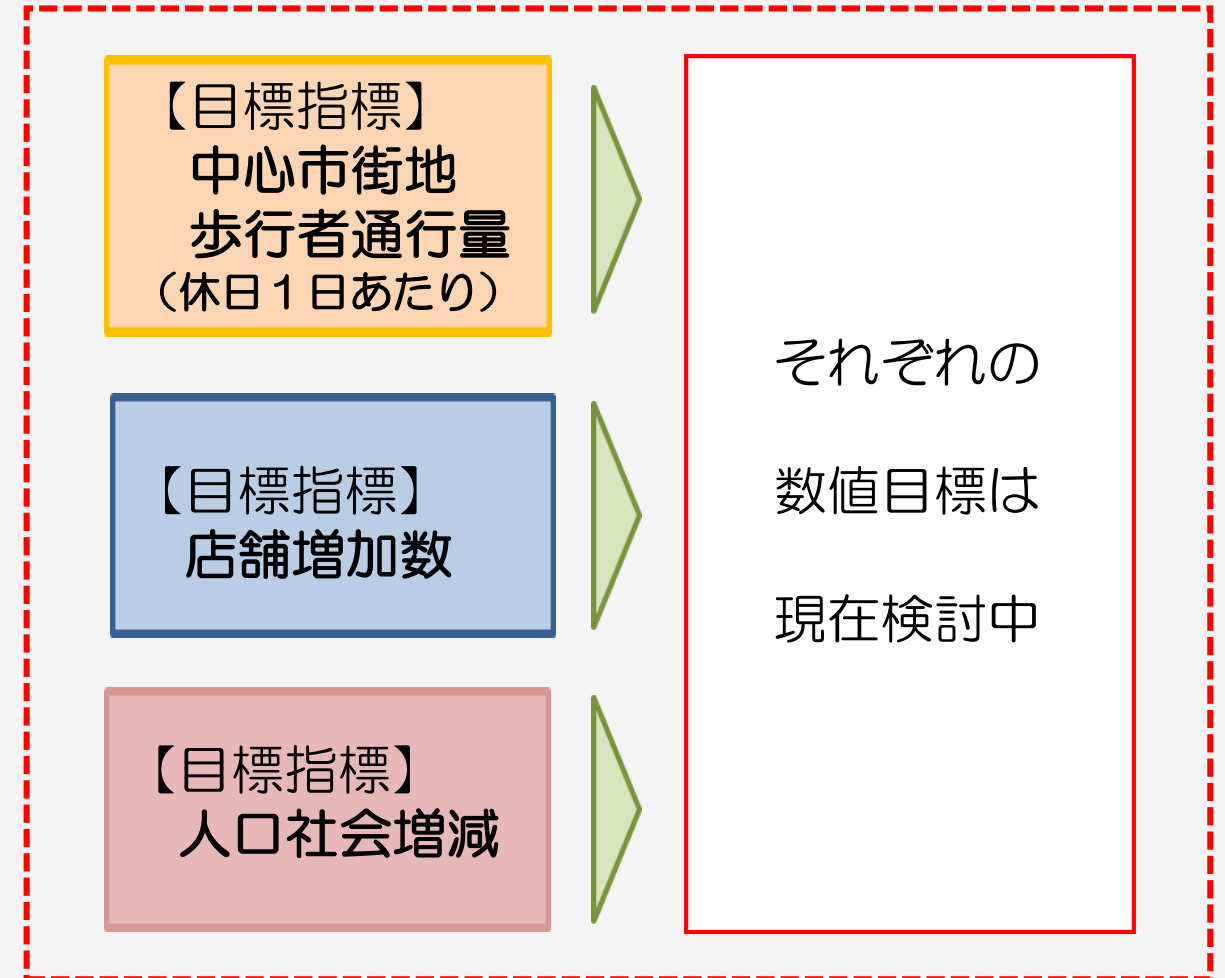


6. 目標指標について（たたき台）

現行計画



第2期計画



7. スケジュールについて（予定）

中心市街地活性化基本計画の策定に関するスケジュール

項目	令和6年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定に向けたスケジュール	○たたき台提出 (8/20×)		パブコメ 	○最終案提出 (11/22×予定)		○申請 (1/17×予定)		○認定 (3月中)
中心市街地活性化協議会関係	○8/9 協議会開催	○進捗報告 (パブコメ前)		○進捗報告 (最終案提出前)		★意見書徴取 (申請前)		

令和 6 年 9 月 産業建設委員会

報告事項：宇部市公共交通協議会の開催状況について

【令和 6 年度 第 2 回 宇部市公共交通協議会】

1 開催日時 令和 6 年 6 月 21 日（金） 14：30～

2 議事

- (1) 宇部市地域公共交通計画の目標に対する達成度の評価と課題
- (2) 令和 6 年 10 月 1 日からの運行計画の変更について（船木鉄道株）
- (3) コミュニティタクシー（西宇部地区、藤山地区、東岐波地区）

運行内容の変更

- (4) くすのき号運行内容の変更について
- (5) 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助、
地域内フィーダー系統補助）に係る計画認定申請
- (6) 長門市山口宇部空港直通便運行計画
- (7) 令和 5 年度収支決算及び監査報告

宇部市地域公共交通計画の目標に対する令和5年度実績

評価指標① 地域住民等の公共交通の利用者数

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
鉄道利用者数(JR宇部線)	4,139人/日	3,409人/日	3,357人/日	3,527人/日	12月頃確定	4,000人/日
路線バス利用者数(宇部市交通局)	6,064人/日	4,698人/日	4,724人/日	5,056人/日	5,137人/日	5,500人/日

評価指標② 学生の公共交通の利用割合

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
鉄道通学生の割合	32.4%	36.7%	33.6%	33.6%	32.4%	37.0%
バス通学生の割合	5.8%	6.3%	6.8%	6.8%	4.9%	7.0%

評価指標③ 地域内交通の利用者数

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
地域内交通の利用者数	9,785人/年	9,794人/年	10,128人/年	10,365人/年	10,863人/年	12,000人/年

評価指標④ 地域内交通の年間収支率

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
コミュニティタクシー 年間収支率20%以上	目標達成 2地域/5地域	目標達成 2地域/6地域	目標達成 3地域/6地域	目標達成 2地域/6地域	目標達成 1地域/6地域	目標達成 全ての地域
デマンドバス 年間収支率5%以上	目標達成 0地域/3地域	目標達成 0地域/3地域	目標達成 0地域/3地域	目標達成 0地域/3地域	目標達成 0地域/3地域	目標達成 全ての地域

評価指標⑤ 観光地等への最寄りのバス停等における路線バス等の1日の乗降者数

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
ときわ公園入口バス停の乗降者数	142人/日	89人/日	106人/日	103人/日	101人/日	130人/日
山口宇部空港バス停の乗降者数	320人/日	107人/日	133人/日	120人/日	228人/日	290人/日
宇部新川駅バス停の乗降者数	1,808人/日	1,452人/日	1,574人/日	1,565人/日	1,563人/日	1,630人/日
JR宇部新川駅の乗降者数	1,655人/日	1,202人/日	1,216人/日	1,330人/日	12月頃確定	1,600人/日

評価指標⑥ 公共交通の利用促進活動

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
路線バス乗り方教室への参加者数	1,179人／年	1,159人／年	1,480人／年	1,605人／年	966人／年	1,200人／年
ICカード利用率(宇部市交通局)			2.9%	17.7%	32.7%	60.0%

評価指標⑦ 公的資金が投入されている公共交通事業の収支率

指標	基準値 (H30.10.1～R1.9.30)	基準値 (R1.10.1～R2.9.30)	実績値 (R2.10.1～R3.9.30)	実績値 (R3.10.1～R4.9.30)	実績値 (R4.10.1～R5.9.30)	目標値 (R7.10.1～R8.9.30)
バス事業者の乗合事業の経常収支比率						
宇部市交通局	61.4%	54.7%	50.0%	53.0%	60.6%	62.0%
船木鉄道株式会社	38.6%	36.8%	35.6%	36.3%	36.5%	39.0%
サンデン交通株式会社	72.1%	61.9%	60.5%	61.5%		73.0%

評価指標⑧ 鉄道・路線バスの円滑な乗継(JR宇部駅での山陽本線の電車との接続)

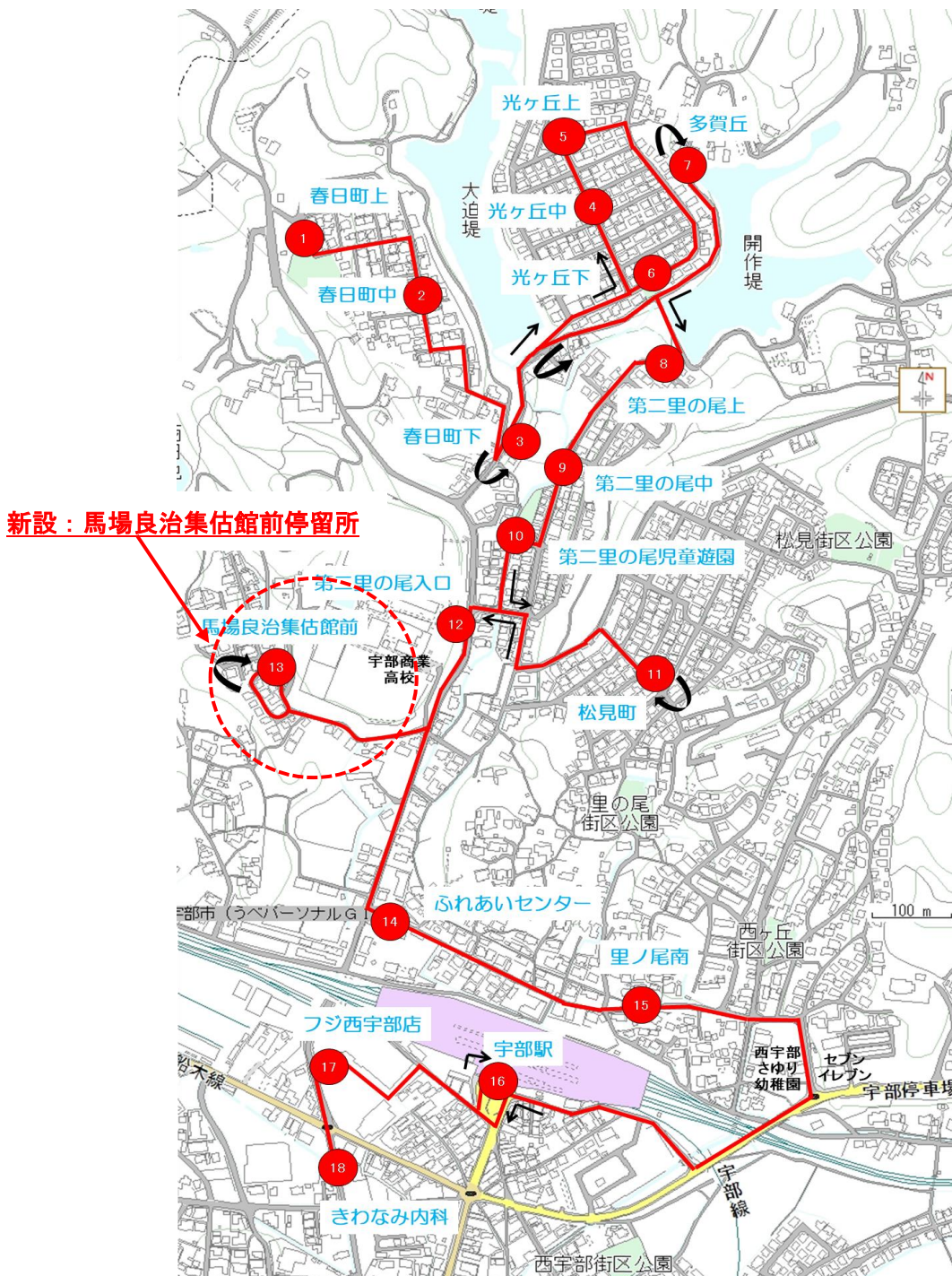
指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
接続時間が15分程度の割合						
JR山陽本線・上り						
バス・宇部線→山陽本線	75.0%	67.0%	100.0%	86.0%	100.0%	100%
山陽本線→バス・宇部線	58.0%	42.0%	86.0%	86.0%	89.0%	100%
JR山陽本線・下り						
バス・宇部線→山陽本線	57.0%	79.0%	75.0%	67.0%	80.0%	100%
山陽本線→バス・宇部線	57.0%	57.0%	75.0%	78.0%	80.0%	100%
JR宇部駅の乗降者数	3,566人／日	2,965人／日	2,962人／日	3,042人／日	12月頃確定	3,500人／日

西宇部地区コミュニティタクシーの運行内容の変更

1 変更内容

西宇部地区内の迫条より、コミュニティタクシーの乗入の要望があったことから、運営主体である西宇部地区コミュニティタクシー運営協議会において協議し、「馬場良治集估館前」停留所を新設するとともに、運行ルート及び運行ダイヤ、運賃の見直しを、令和6年10月1日から行う。

2 運行ルート図



3 運賃表

																春日町上
															春日町中	100
														春日町下	100	200
													光ヶ丘中	100	200	200
												光ヶ丘上	100	200	200	200
											光ヶ丘下	100	200	200	200	200
										多賀丘	100	200	200	200	200	200
									第二里の尾上	100	200	200	200	200	200	200
								第二里の尾中	100	200	200	200	200	200	200	200
							第二里の尾児童遊園	100	200	200	200	200	200	200	200	200
						松見町	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200
					第二里の尾入口	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
				馬場良治集会所前	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
			ふれあいセンター	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
		里の尾南	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	宇部駅	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
フジ西宇部店	100	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
きわなみ内科	100	100	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300

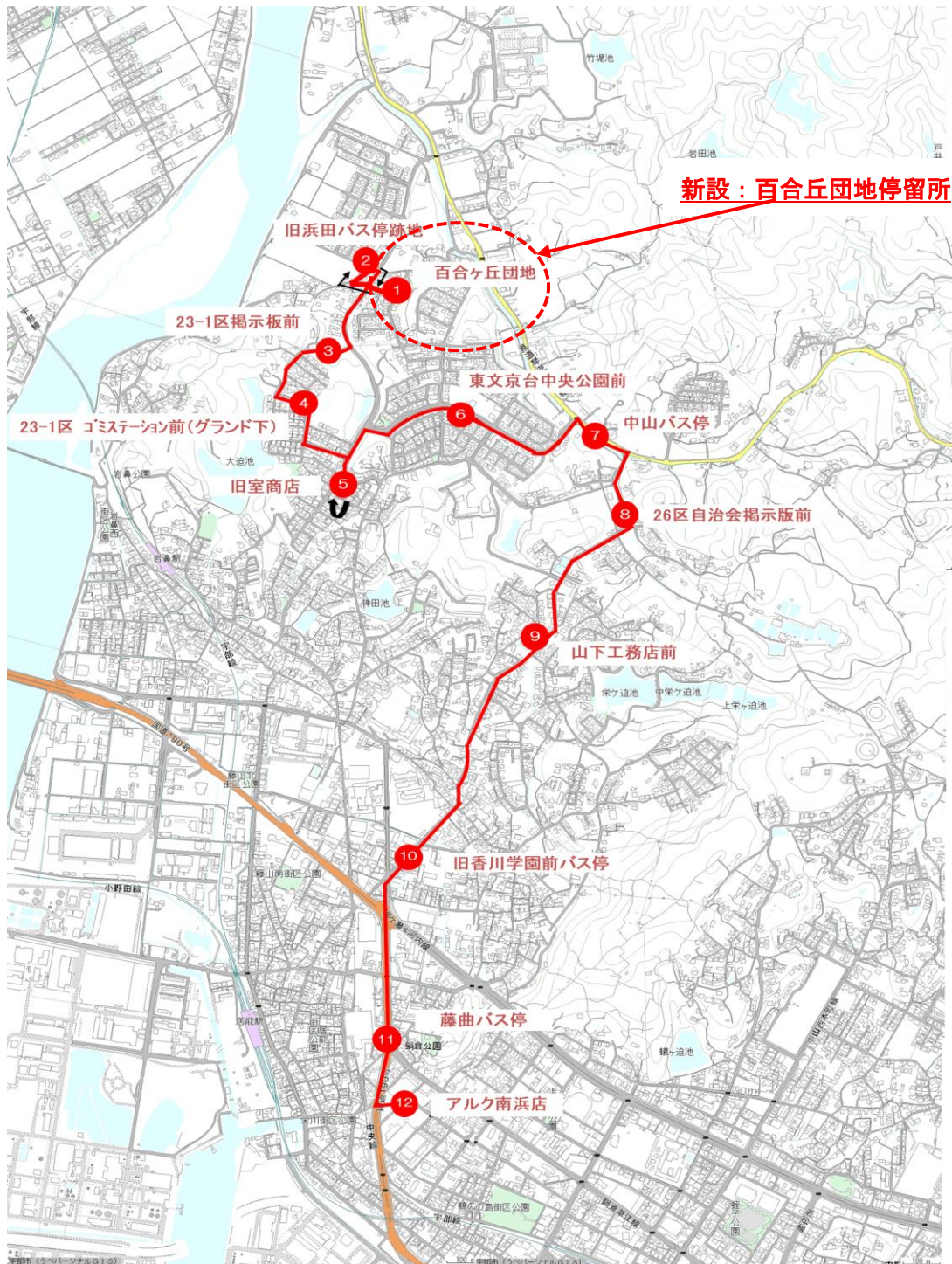
注：小児運賃については半額

藤山地区コミュニティタクシーの運行内容の変更

1 変更内容

藤山地区内の百合ヶ丘団地より、コミュニティタクシーの乗入の要望があったことから、運営主体である藤山地区コミュニティタクシー運営協議会において協議し、「百合ヶ丘団地」停留所を新設するとともに、運行ルート及び運行ダイヤの見直しを、令和6年10月1日から行う。

2 運行ルート



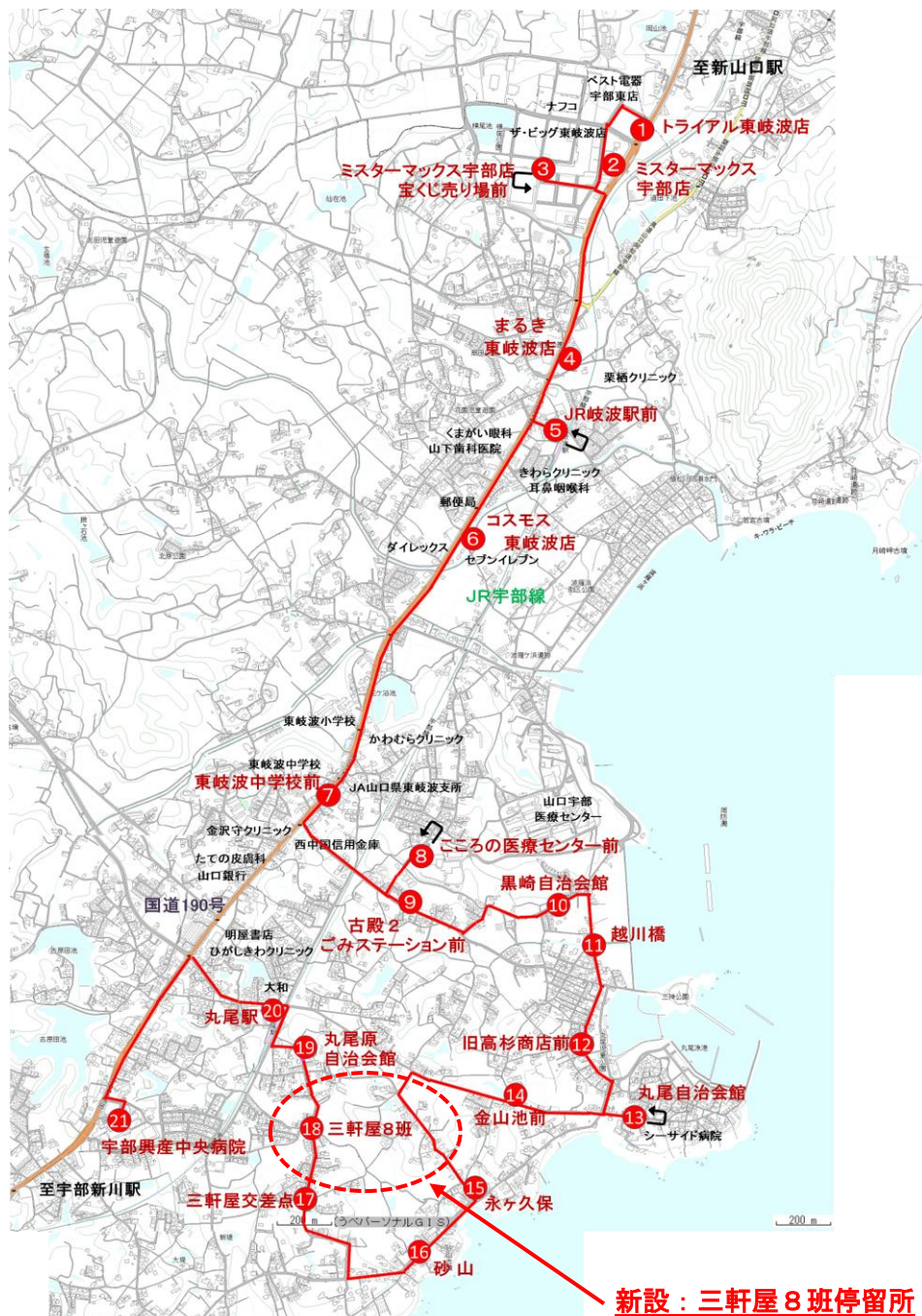
東岐波地区コミュニティタクシーの運行内容の変更

1 変更内容

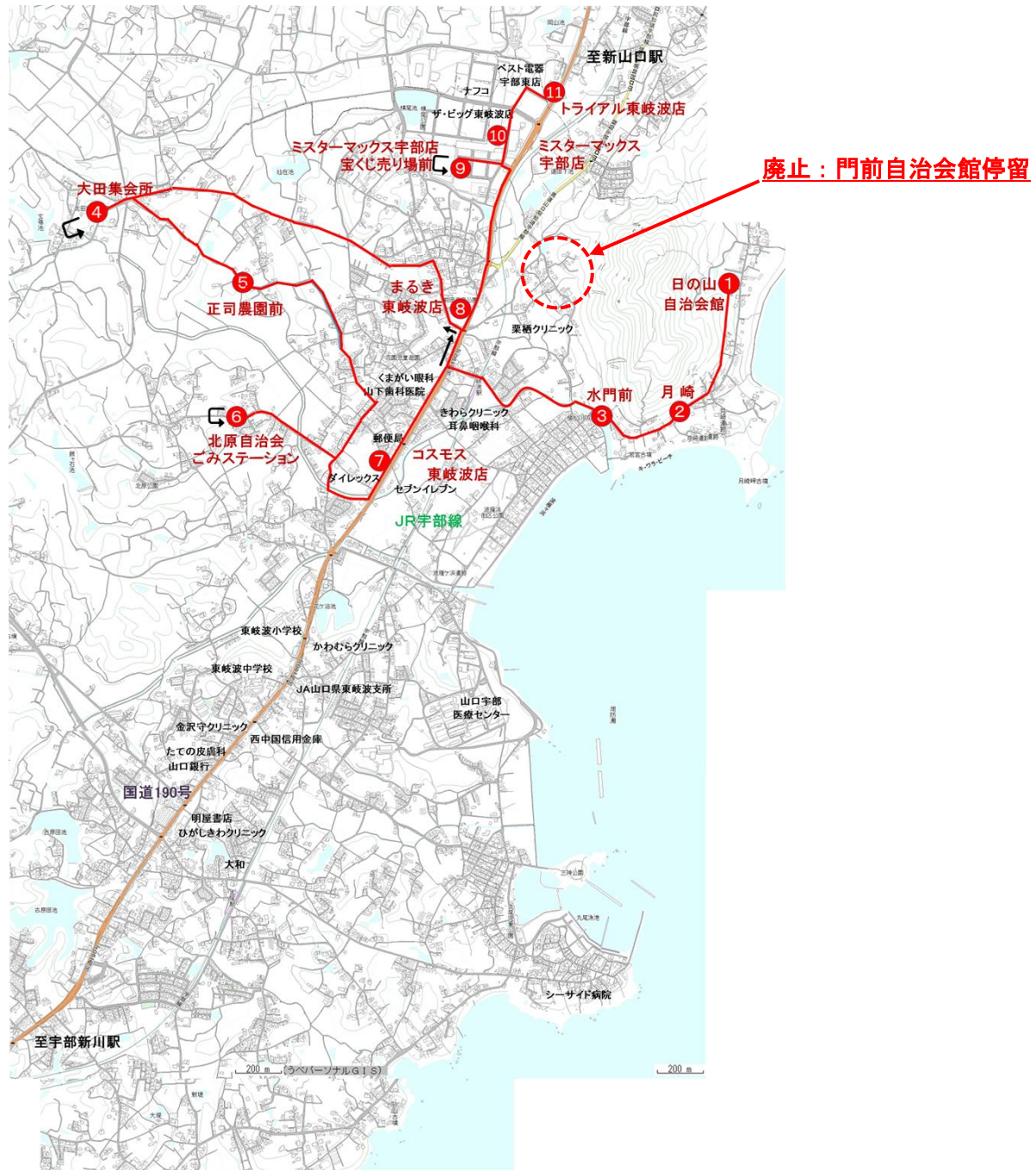
東岐波地区内の住民より、三軒屋交差点停留所と丸尾原自治会館停留所の間に新たな停留所の設置要望があり、また、門前自治会館停留所で利用がないことから、運営主体である東岐波地区地域内交通運営協議会において協議し、「三軒屋8班」停留所を新設と「門前自治会館」停留所を廃止するとともに、運行ルート及び運行ダイヤの見直しを、令和6年10月1日から行う。

2 運行ルート

【岐波・丸尾・丸尾原ルート】



【日の山・花北大ルート】



長門市山口宇部空港直通便運行計画

長門市から山口宇部空港までを繋ぐ直行便について、長門市を実施主体とした、長門市と山口宇部空港を直接結ぶルートの需要及び動態調査を目的に実証運行を行う。

- 1 運行期間
令和6年8月2日～令和7年1月31日
- 2 運行日数
週4日運行（金曜日～月曜日）
- 3 運行回数
1日2回運行（出便：2便、戻り便：2便）
- 4 運行ダイヤ

乗降場所	出便	
山口宇部空港	10：00 頃	15：00 頃
長門湯本温泉	11：20 頃	16：20 頃
長門市役所前	11：30 頃	16：30 頃
長門市駅	11：35 頃	16：35 頃
センザキッチン	11：45 頃	16：45 頃

乗降場所	戻り便	
センザキッチン	12：15 頃	16：45 頃
長門市駅	12：25 頃	16：55 頃
長門市役所前	12：30 頃	17：00 頃
長門湯本温泉	12：40 頃	17：10 頃
山口宇部空港	14：00 頃	18：30 頃

- 5 運行ルート



山口宇部空港から長門市への直行便ルート

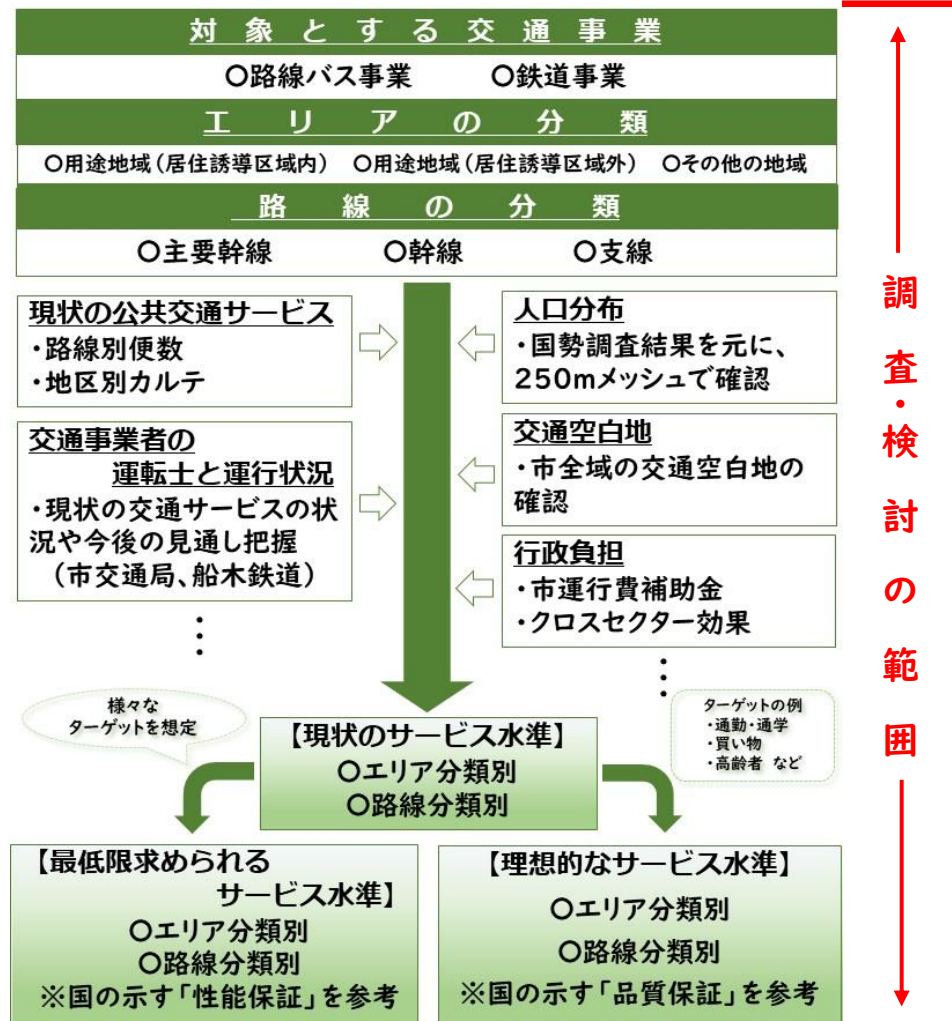
- 6 運賃
大人（小学生以上）3,500円、障がい者1,750円、未就学児無料
- 7 運行車両
普通車両（旅客10人乗り）

■趣旨

公共交通を将来にわたって持続可能な移動手段とするため、宇部市立地適正化計画に掲げる多極ネットワーク型コンパクトシティといったまちづくりの方向性や交通事業者の現状、行政負担額、クロスセクター効果等から本市における公共交通のサービス水準を明確にします。

■サービス水準の設定フロー図

サービス水準の設定にあたり、対象とする交通事業や地域、路線を分類し、交通事業者の状況や人口分布、交通空白地、行政負担をもとに「現状のサービス水準」「最低限求められるサービス水準」「理想的なサービス水準」を設定します。



【具体的な取組】

- ・路線バスの運行内容の見直しの検討
- ・交通空白地における移動支援（地域内交通等）の検討

■今後の整理方針

現状のサービス水準を整理・確認するとともに、通勤通学や買い物、高齢者といった各ターゲットの移動や、交通事業の持続可能性を考慮し、最低限求められるサービス水準と理想的なサービス水準を設定していきます。

また、具体的な取組については、本業務終了後、設定した各サービス水準や整理したデータをもとに、検討することとしています。